

第4期 安中市障害者計画

第7期 安中市障害福祉計画

第3期 安中市障害児福祉計画

令和6年3月

安中市

はじめに

本市では、平成30年3月に「ノーマライゼーション理念の実現」を基本理念とした「第3次安中市障害者計画」「第5期安中市障害福祉計画」「第1期障害児福祉計画」の3計画を一体的に策定、その後、令和3年3月に「第6期安中市障害福祉計画」「第2期障害児福祉計画」を策定し、障害者施策を実施してまいりました。



この間、国においては児童福祉法や障害者雇用促進法の改正、医療的ケア児支援法の新規制定など、障害者施策に係る様々な法の整備が進められ、障害児者を取り巻く環境は、大きく変化しています。

本市においては現行計画が令和6年3月をもって計画期間が満了となることから、これらの動向を踏まえ、新たに「安中市障害3計画（第4期安中市障害者計画（令和6～11年度）・第7期安中市障害福祉計画（令和6～8年度）・第3期障害児福祉計画（令和6～8年度）」を策定いたしました。今後はこの計画に基づき、各施策を推進してまいります。計画を実現していくためには、行政だけでなく、市民の皆様をはじめ、関係機関や事業者の方々などと連携して取り組んでいくことが重要となりますので、皆様には引き続き、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご協議をいただいた安中市自立支援協議会の皆様、アンケート調査にご協力をいただきました多くの市民の皆様には、深く感謝いたしますとともに心からお礼を申し上げます。

令和6年3月

安中市長

若井 均

～ 目 次 ～

第1章 計画の策定にあたって	
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけと計画期間	2
3. 計画の策定体制	3
4. SDGs（持続可能な開発目標）との関係	4
第2章 本市の障害のある人を取り巻く現状	
1. 人口等の状況	5
2. 障害者数の推移	6
3. アンケート調査結果	10
第3章 計画の基本的な考え方	
1. 基本理念	31
2. 基本視点	31
3. 基本目標	32
4. 施策の体系	33
第4章 障害者計画	
基本目標1 生活支援体制の充実	
1. 障害福祉サービス等の充実	34
2. 障害児支援の充実	39
3. 保健・医療の充実	42
基本目標2 社会参加と自立への支援	
1. 社会参加の促進	44
2. 就労支援の充実	45
基本目標3 地域での暮らしを支援する体制づくり	
1. 障害に対する理解啓発と権利擁護の推進	47
2. 安心して暮らせるまちづくりの推進	52

第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画

1. 成果目標	54
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	54
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	54
(3) 地域生活支援の充実	56
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	57
(5) 障害児支援の提供体制の整備	59
(6) 相談支援体制の充実・強化等	60
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	61
2. 障害福祉サービス等の利用実績と見込量	63
(1) 訪問系サービス	63
(2) 日中活動系サービス	65
(3) 居住系サービス	73
(4) 計画相談支援・地域相談支援	77
(5) 障害児支援	79
3. 地域生活支援事業の利用実績と見込量	86
(1) 理解促進研修・啓発事業	86
(2) 自発的活動支援事業	86
(3) 相談支援事業	86
(4) 成年後見制度利用支援事業	88
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	89
(6) 意思疎通支援事業	90
(7) 日常生活用具給付等事業	91
(8) 手話奉仕員養成研修事業	94
(9) 移動支援事業	95
(10) その他の事業	96

第6章 計画の推進体制

1. 連携体制	97
2. 計画の推進（点検・評価）	98

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市では、第1期障害者計画（平成18年度～23年度）より一貫して「ノーマライゼーション理念の実現」を基本理念に掲げています。その基本理念のもと、「第3期安中市障害者計画（平成30年度～令和5年度）」及び「第6期安中市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（令和3年度～5年度）」による障害福祉施策の推進に取り組んできました。

障害福祉施策については、障害のある人や家族の高齢化等により、ニーズが複雑多様化し、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築することが求められています。

国においては平成23年に障害のある人に関する法律や制度について基本的な考えを示した「障害者基本法」が改正され、障害の有無に関わらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」の実現が新たな理念となりました。

また、「障害者虐待防止法」「障害者優先調達推進法」「障害者総合支援法」が施行となり、平成26年には「障害者の権利に関する条約」が批准されました。

その後も平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、平成30年に「障害者文化芸術推進法」、令和元年に「読書バリアフリー法」、令和3年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、令和4年に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、「障害者雇用促進法」については改正が重ねて行われるなど、様々な法整備が進められてきています。

そして令和5年3月には、第5次障害者基本計画が策定されました。この第5次障害者基本計画では、共生社会の実現に向け、障害のある人を社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、その自己実現の支援と社会的障壁の除去のための障害者福祉施策の基本的な方向が定められています。

このような状況の中、本市においては「第3期安中市障害者計画」及び「第6期安中市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の計画期間が令和5年度に終了することから、新たに「第4期安中市障害者計画」、「第7期安中市障害福祉計画」及び「第3期安中市障害児福祉計画」を策定し、障害者施策のより一層の推進を図ることとします。

2. 計画の位置づけと計画期間

(1) 法令等の根拠

本計画は、障害者基本法第11条第3項で定める「市町村障害者計画」と障害者総合支援法第88条第1項で定める「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20で定める「市町村障害児福祉計画」を法的根拠とし、これら3計画を一体的に策定するものです。

「第4期安中市障害者計画」は、本市の障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な理念や施策の方向性を定める計画として位置づけられ、「第7期安中市障害福祉計画」「第3期安中市障害児福祉計画」は、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、具体的な数値目標やサービスの提供方法を定める計画として位置づけられます。

計画名	根拠法令	計画の性格	計画期間
安中市 障害者計画	障害者基本法第11条第3項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。	障害者施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画	6年
安中市 障害福祉計画	障害者総合支援法第88条第1項 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。	障害福祉サービス、地域生活支援事業の見込量と提供体制を確保するための計画	3年
安中市 障害児福祉計画	児童福祉法第33条の20第1項 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。	児童福祉法に基づくサービスの見込量と提供体制を確保するための計画	3年

(2) 他の計画との関連

本計画の策定にあたっては、国の「障害者基本計画」、県の「バリアフリーぐんま障害者プラン8」との整合性を図ります。

また、上位計画である「第3次安中市総合計画」とも整合性を図るとともに、「第3次安中市地域福祉計画」をはじめ、「安中市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」、「いきいき安中健康21（第3次）」などの関連計画と関係性を保持するものとします。

(3) 本計画の対象

この計画は障害のある人だけでなく、すべての市民を対象としています。

また、本計画の「障害のある人」の範囲は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む。）、難病その他の心身の機能の障害がある人で、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とします。

(4) 計画の期間

本計画の期間は、第4期安中市障害者計画は令和6年度から令和11年度の6年間、第7期安中市障害福祉計画及び第3期安中市障害児福祉計画は令和6年度から令和8年度の3年間とします。ただし、期間内であっても国の制度改正等に合わせて必要な見直しを行うこととします。

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
総合計画	第2次安中市総合計画 (平成30～令和5年度)						第3次安中市総合計画 (令和6～13年度)					
障害者計画	第3期障害者計画 (平成30～令和5年度)						第4期障害者計画 (令和6～11年度)					
障害福祉計画	第5期障害福祉計画 (平成30～令和2年度)		第6期障害福祉計画 (令和3～5年度)			第7期障害福祉計画 (令和6～8年度)						
障害児福祉計画	第1期障害児福祉計画 (平成30～令和2年度)		第2期障害児福祉計画 (令和3～5年度)			第3期障害児福祉計画 (令和6～8年度)						

3. 計画の策定体制

(1) 計画策定にあたって

計画の策定にあたり、安中市自立支援協議会の定例会で検討・審議を行いました。

(2) アンケート調査等の実施

本計画を策定するにあたり、障害のある人の生活状況などを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に令和5年10月～11月にアンケート調査を実施しました。

また、市民の方から本計画に関する意見をいただくため、令和6年2月にパブリックコメントを実施しました。

4. SDGs（持続可能な開発目標）との関係

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年までに「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界国際共通の目標です。SDGsは、17の目標・169のターゲットから構成され、すべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」を実現していく旨が示されています。本市においても、こうしたSDGsの理念や目標を踏まえて取り組みを推進します。



第2章

本市の障害のある人を取り巻く現状

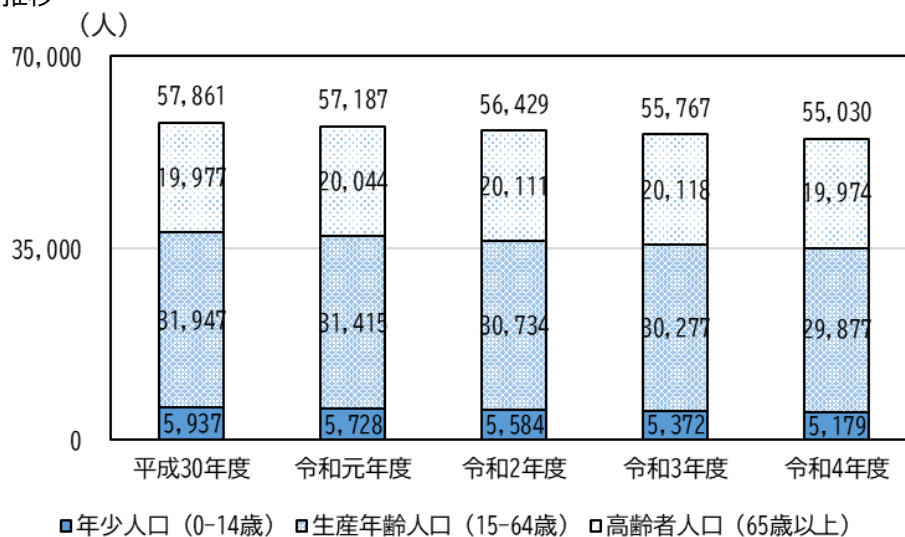
第2章 本市の障害のある人を取り巻く現状

1. 人口構造

本市の総人口は、令和4年度末現在で55,030人です。

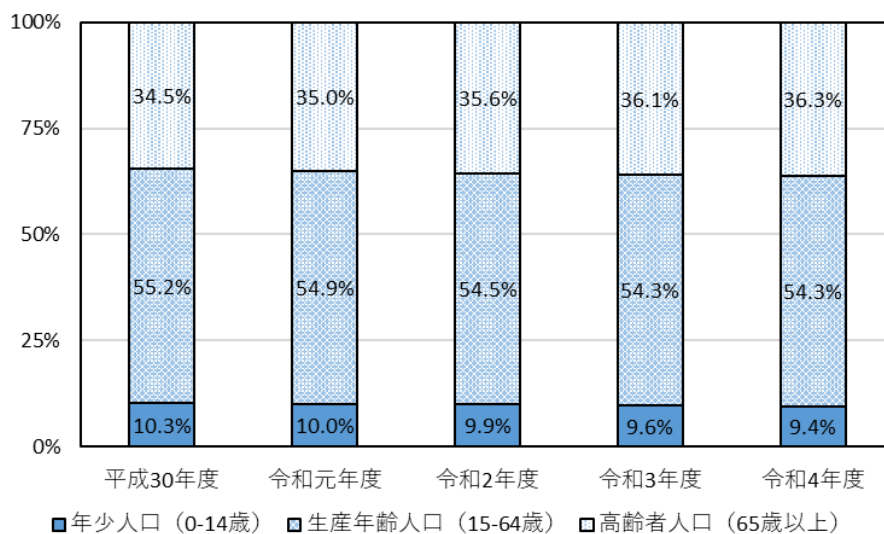
年齢区分別の人口推移をみると、高齢者人口はほぼ増減なく推移しているものの、年少人口と生産年齢人口は年々減少しています。高齢者人口の占める割合（高齢化率）は36.3%となっており、今後も高まることが予想されます。

○人口の推移



資料：住民基本台帳（各年度末現在）

○年齢区分割合の推移



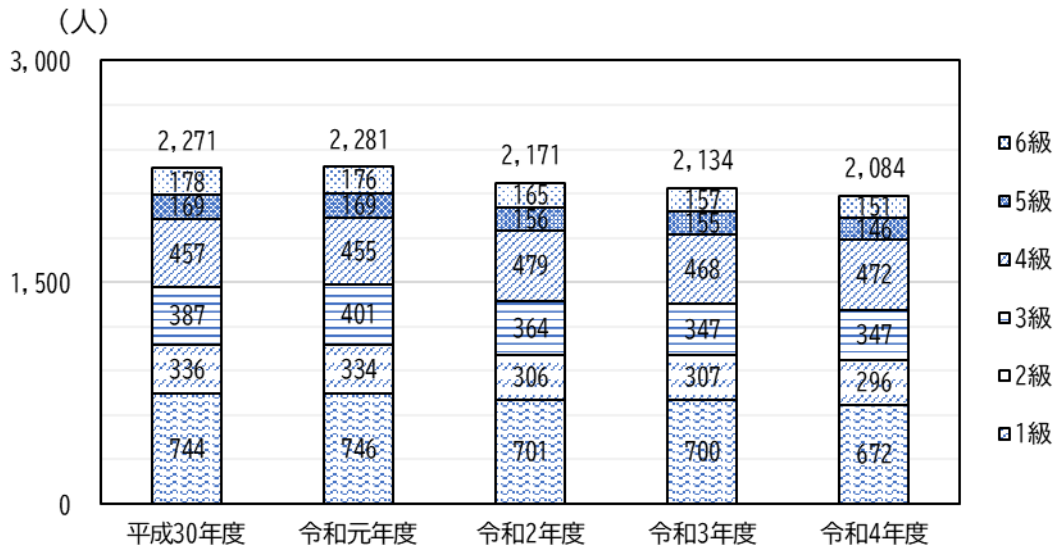
資料：住民基本台帳（各年度末現在）

2. 障害者数の推移

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は、令和4年度末現在で2,084人となっています。いずれの年も重度（1級及び2級）の割合が半数近くを占めています。

○身体障害者等級別手帳所持者数の推移



資料：福祉行政報告例（各年度末現在）

（単位：人）

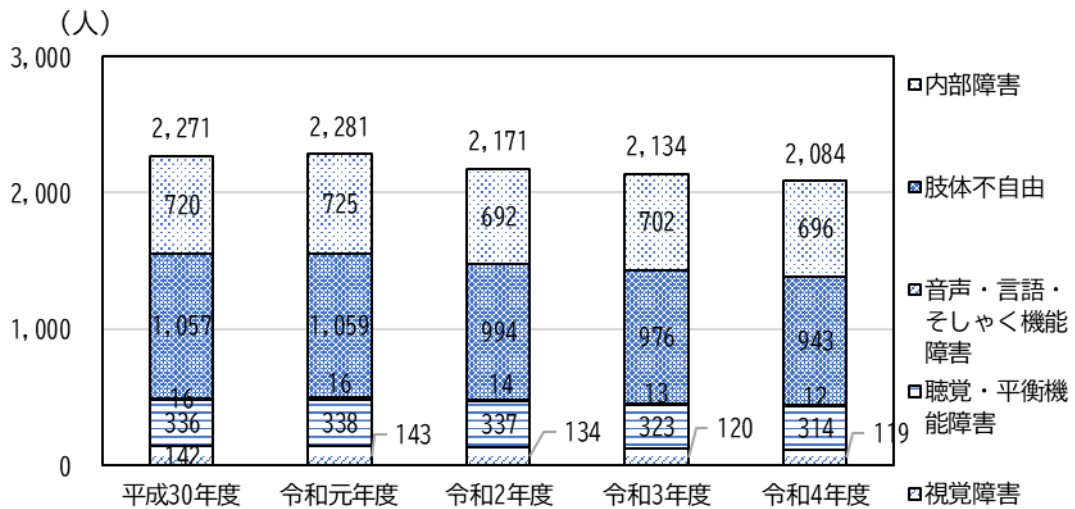
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
等級等	1級	744	746	701	700	672
		32.8%	32.7%	32.3%	32.8%	32.2%
	2級	336	334	306	307	296
		14.8%	14.6%	14.1%	14.4%	14.2%
	3級	387	401	364	347	347
		17.0%	17.6%	16.8%	16.3%	16.7%
4級	457	455	479	468	472	
	20.1%	19.9%	22.1%	21.9%	22.6%	
5級	169	169	156	155	146	
	7.4%	7.4%	7.2%	7.3%	31.0%	
6級	178	176	165	157	151	
	7.8%	7.7%	7.6%	7.4%	7.2%	
合計		2,271	2,281	2,171	2,134	2,084

資料：福祉行政報告例（各年度末現在）

(2) 身体障害種別人数の推移

身体障害種別人数は、令和4年度末現在で「肢体不自由」が45.2%と最も多く、次いで「内部障害」が33.4%、「聴覚・平衡機能障害」が15.1%、「視覚障害」が5.7%、「音声・言語・そしゃく機能障害」が0.6%となっています。

○身体障害種別人数の推移



資料：福祉行政報告例（各年度末現在）

(単位：人)

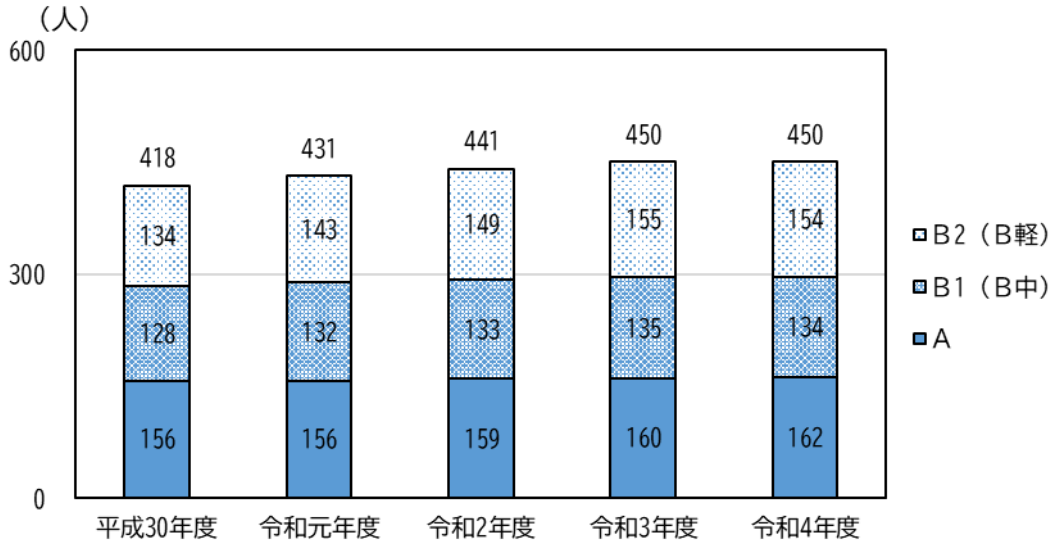
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障害種別	視覚障害	142	143	134	120	119
		6.3%	6.3%	6.2%	5.6%	5.7%
	聴覚・平衡機能障害	336	338	337	323	314
		14.8%	14.8%	15.5%	15.1%	15.1%
	音声・言語・そしゃく機能障害	16	16	14	13	12
		0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%
	肢体不自由	1,057	1,059	994	976	943
		46.5%	46.4%	45.8%	45.7%	45.2%
	内部障害	720	725	692	702	696
		31.7%	31.8%	31.9%	32.9%	33.4%
	合計	2,271	2,281	2,171	2,134	2,084

資料：福祉行政報告例（各年度末現在）

(3) 療育手帳所持者程度別人数の推移

療育手帳所持者数は年々増加しており、令和4年度末現在、450人となっています。

○療育手帳所持者程度別人数の推移



資料：福祉行政報告例（各年度末現在）

(単位：人)

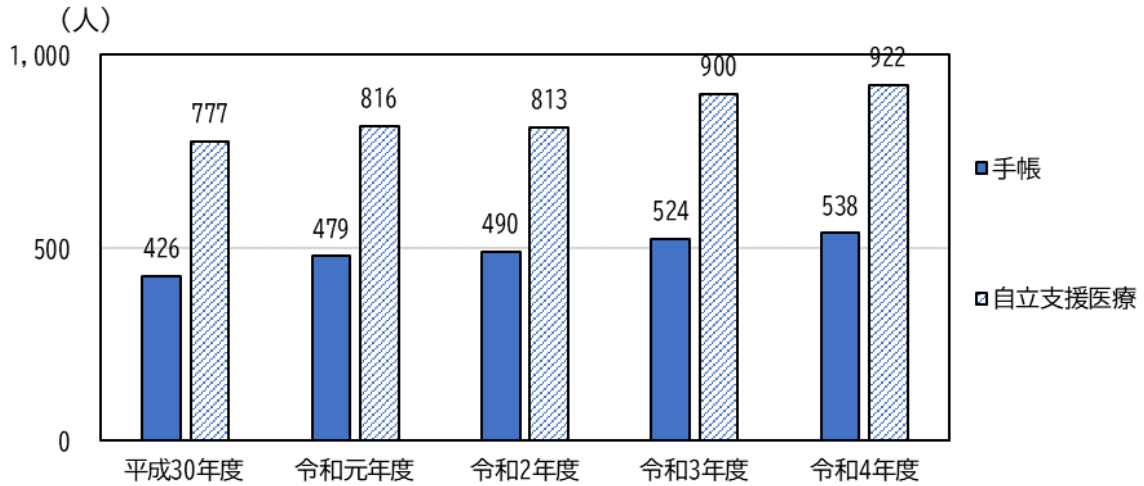
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
程度	A	156	156	159	160	162
		37.3%	36.2%	36.1%	35.6%	36.0%
	B1 (B中)	128	132	133	135	134
		30.6%	30.6%	30.2%	30.0%	29.8%
	B2 (B軽)	134	143	149	155	154
		32.1%	33.2%	33.8%	34.4%	34.2%
合計		418	431	441	450	450

資料：福祉行政報告例（各年度末現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数等の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数、自立支援医療受給者証(精神通院医療)所持者数ともに増加傾向にあり、それぞれ令和4年度末現在で538人、922人となっています。

○精神障害者保健福祉手帳所持者数等の推移



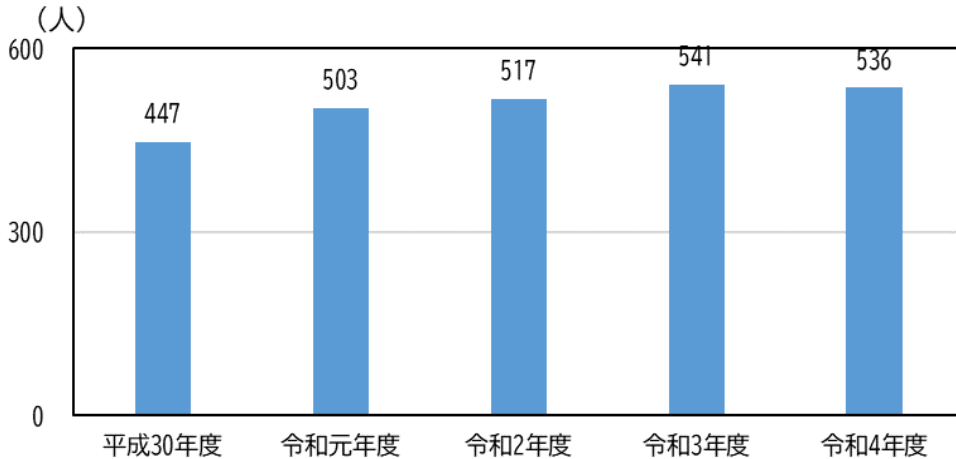
資料：福祉課（各年度末現在）

(5) 難病患者の状況

指定難病特定医療費受給者証交付数は、令和4年度末現在で536人となっています。

平成26年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が公布され、新たな難病患者への医療費助成制度が始まりました。制度開始時は医療費助成の対象疾病（指定難病）として110疾病が指定されていましたが、範囲は拡大されており、令和5年度現在338疾病が対象となっています。

○指定難病特定医療費受給証交付数の推移



資料：安中保健福祉事務所（各年度末現在）

3. アンケート調査結果

(1) 調査概要

調査の目的

「第4期安中市障害者計画」及び「第7期安中市障害福祉計画」、「第3期安中市障害児福祉計画」の策定に向けて、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識・意向などを把握し、計画策定の基礎資料として使用することを目的に実施しました。

調査の方法及び期間

調査方法	調査期間
郵送による配布・回収	令和5年10月27日～11月10日

配布数及び回収状況

調査区分	配布数	回収数	回収率
障害者手帳所持者	1,000件	496件	49.6%
市民	1,000件	427件	42.7%

分析・表示

- ・比率は、小数点以下第2位を四捨五入しています。このため比率が0.05未満の場合には0.0と表記しています。また、合計が100.0%とならないこともあります。
- ・複数回答の項目については、原則として、その項目に対しての有効回答者の数を基数とし、比率算出を行っています。このため、比率計が100%を超えることがあります。
- ・グラフ中の（計：○○）という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。また、重複障害の方がいるため、全体計の回答者数と障害種別合計の回答者数は、一致しません。
- ・クロス集計については、集計の都合上、無回答者を除いた集計となっている部分があり、単純集計の結果と合致しない場合があります。また、一部表記を省略しています。

(2) 障害者手帳所持者アンケート調査結果

①障害が生じた時期

障害が発生した時期は、障害の種別ごとに特徴があり、身体障害者では「60歳以上」、知的障害者では「出生時」と「乳幼児期」、精神障害者では「18～39歳」の割合が高くなっています。

	出生時	乳幼児期	学齢期	中学校卒業 ～17歳頃	18～39歳	40～59歳	60歳以上	わからない	無回答
全体 (計：496)	13.3%	14.7%	7.1%	3.2%	17.7%	17.3%	20.6%	4.6%	1.4%
身体障害者 (計：280)	10.4%	8.9%	2.5%	2.9%	17.1%	21.8%	31.1%	3.2%	2.1%
知的障害者 (計：130)	32.3%	37.7%	16.9%	2.3%	5.4%	0.8%	1.5%	3.1%	0.0%
精神障害者 (計：152)	5.9%	4.6%	5.9%	7.2%	40.8%	21.1%	7.9%	6.6%	0.0%

②一緒に暮らしている人

一緒に暮らしている人については、身体障害者では「配偶者」や「子ども(子どもの配偶者)」、知的障害者と精神障害者では「親」の割合が高くなっています。

	全体 (計：496)	身体障害者 (計：280)	知的障害者 (計：130)	精神障害者 (計：152)
親	39.1%	32.5%	53.8%	41.4%
配偶者	26.6%	43.2%	6.2%	13.2%
いない(一人で暮らしている)	20.6%	18.2%	22.3%	19.7%
兄弟姉妹	17.5%	18.2%	16.9%	15.1%
子ども(子どもの配偶者)	16.5%	24.3%	4.6%	11.8%
祖父母	3.8%	4.3%	5.4%	3.9%
その他の親族	2.4%	2.1%	1.5%	3.3%
孫	2.0%	1.8%	2.3%	1.3%
その他	1.8%	1.8%	0.0%	2.6%
無回答	2.8%	3.9%	2.3%	3.3%

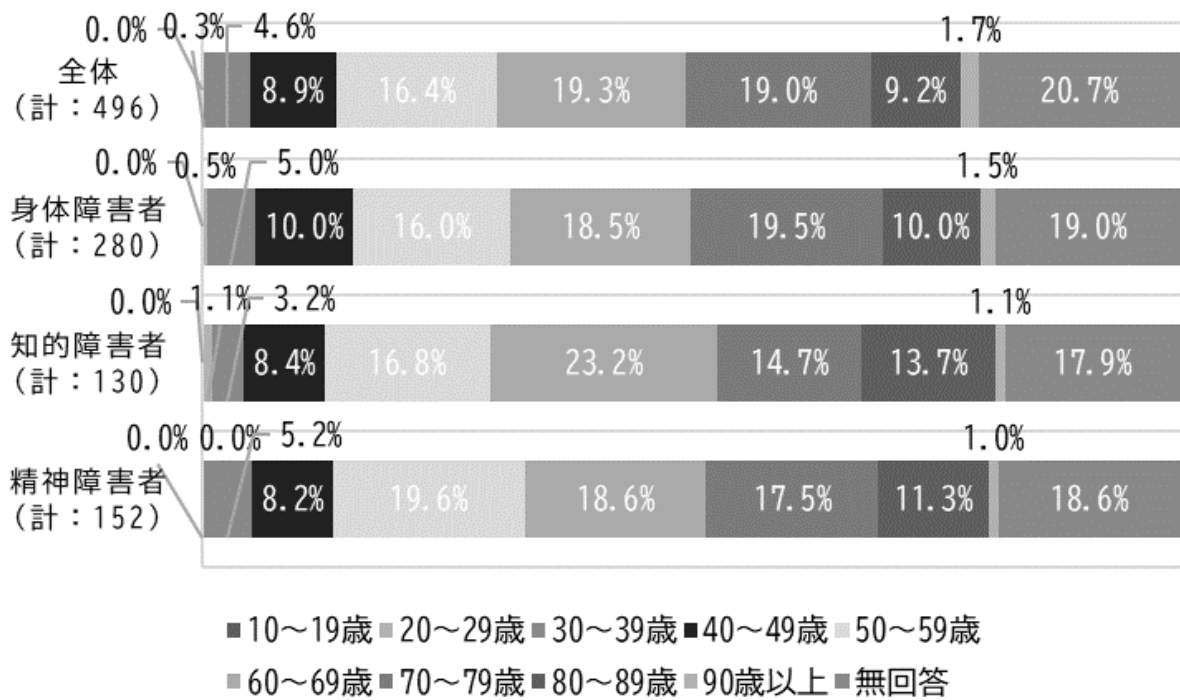
③今後3年間の暮らし方の希望

今後3年間の暮らし方の希望は、全ての障害種別で「自宅で家族などといっしょに暮らしたい」の割合が高くなっています。

	全体 (計：496)	身体障害者 (計：280)	知的障害者 (計：130)	精神障害者 (計：152)
自宅で家族などといっしょに暮らしたい	61.5%	63.6%	63.8%	60.5%
一般住宅で一人暮らしをしたい	12.5%	11.1%	17.7%	11.2%
グループホームで仲間と共同生活をしたい	9.7%	7.5%	8.5%	11.2%
福祉施設（障害者支援施設、高齢者施設）で暮らしたい	5.8%	5.7%	6.2%	5.9%
その他	3.4%	4.3%	0.0%	3.3%
無回答	7.1%	7.9%	3.8%	7.9%

④介助者の年齢

介助者の年齢では、障害種別により年代の違いが表れています。身体障害者では「70～79歳」、知的障害者では「60～69歳」、精神障害者では「50～59歳」の割合が高くなっています。



⑤地域で生活するために必要なこと

地域で生活するために必要なことは、全ての障害種別で「経済的な負担の軽減」が高くなっています。また、「相談対応などの充実」や「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の割合も高くなっています。

	全体 (計：496)	身体障害者 (計：280)	知的障害者 (計：130)	精神障害者 (計：152)
経済的な負担の軽減	40.9%	41.1%	40.0%	42.8%
相談対応などの充実	25.8%	26.1%	26.9%	23.0%
特にない	23.2%	20.7%	23.1%	21.7%
必要な在宅サービスが適切に利用できること	21.4%	21.4%	22.3%	24.3%
障害者に適した住居の確保	19.6%	18.6%	22.3%	15.8%
コミュニケーションについての支援	18.1%	19.3%	21.5%	15.8%
地域住民などの理解	17.9%	21.4%	16.9%	16.4%
在宅で医療的なケアなどが適切に得られること	16.5%	15.7%	17.7%	19.1%
生活訓練などの充実	14.5%	15.4%	16.9%	10.5%
その他	3.8%	2.9%	6.2%	2.0%
無回答	7.3%	7.9%	4.6%	9.2%

⑥外出時に困ることや不便に思うこと

外出時に困ることや不便に思うことについては、「公共交通機関が少ない（ない）」や「困ったときにどうすればいいか心配」などは、全ての障害種別で上位となっています。身体障害者は「道路の段差」、「トイレ」、「電車・バスなどへの乗り降りが困難」などの物理的な問題、精神障害者は外出にお金がかかる経費や困ったときの対応などの心理的な問題を感じていることがうかがえます。公共施設が全ての人に利用しやすくなるような改善や、地域全体で障害に対する理解を深め、支えていく環境が求められています。

	全体 (計：496)	身体障害者 (計：280)	知的障害者 (計：130)	精神障害者 (計：152)
特になし	28.0%	27.1%	30.8%	24.3%
公共交通機関が少ない（ない）	26.4%	28.2%	28.5%	33.6%
トイレ	21.4%	25.7%	20.0%	21.1%
困ったときにどうすればいいか心配	20.8%	20.0%	22.3%	23.7%
外出にお金がかかる	17.5%	16.1%	12.3%	19.1%
道路の段差	16.5%	20.4%	16.2%	13.8%
建物・駅などの階段	16.3%	15.7%	20.0%	14.5%
障害者用の駐車場が少ない（ない）	13.7%	13.6%	15.4%	14.5%
発作など突然の身体の変化が心配	11.7%	11.4%	12.3%	15.1%
周囲の目が気になる	10.3%	11.1%	6.9%	9.9%
電車・バスなどへの乗り降りが困難	9.5%	12.1%	9.2%	9.2%
エレベーターやエスカレーターがない	7.3%	7.9%	7.7%	7.2%
放置自転車や看板などの障害物	7.1%	7.1%	5.4%	4.6%
歩道橋	6.7%	7.9%	3.8%	5.3%
介助者が確保できない	5.4%	4.6%	7.7%	5.3%
標識や表示がわかりにくい	3.0%	1.8%	3.1%	3.9%
点字ブロックがない	0.6%	0.7%	0.0%	2.0%
改札口が狭い	0.2%	0.4%	0.8%	0.0%
その他	2.6%	4.6%	0.8%	2.0%
無回答	4.8%	5.4%	1.5%	6.6%

⑦障害のある人の就労支援で必要なこと

障害のある人の就労支援で必要なことについては、全ての障害種別で「事業主や上司、同僚に障害の理解があること」が求められています。また、「通勤手段の確保」、「就職の相談や仕事の紹介などの支援」「短時間勤務や勤務日数等の配慮」の割合も高くなっていることから、障害の特性や体調に合わせた柔軟な対応が求められています。

今後も障害に対する理解を企業へ啓発し、誰もが働きやすい環境を整備することが求められています。

	全体 (計：496)	身体障害者 (計：280)	知的障害者 (計：130)	精神障害者 (計：152)
事業主や上司、同僚に障害の理解があること	40.7%	37.5%	41.5%	42.1%
短時間勤務や勤務日数などの配慮	29.8%	28.9%	34.6%	27.0%
通勤手段の確保	29.6%	28.9%	33.1%	28.9%
就職の相談や仕事の紹介などの支援	29.2%	28.9%	28.5%	28.3%
就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	23.4%	22.1%	28.5%	23.7%
職場で介助や援助などが受けられること	21.6%	22.1%	26.9%	18.4%
特になし	21.4%	20.0%	23.1%	21.1%
仕事についての職場外での相談対応、支援	19.2%	18.6%	22.3%	21.7%
企業ニーズに合った就労訓練	18.1%	20.0%	20.0%	15.8%
企業などへの障害者雇用の義務付けの徹底	17.1%	17.5%	20.0%	17.1%
勤務場所におけるバリアフリーなどの配慮	16.9%	18.6%	23.1%	11.2%
在宅勤務の拡充	14.7%	14.6%	16.9%	14.5%
その他	1.4%	1.4%	1.5%	2.0%
無回答	17.3%	20.0%	13.1%	5.9%

⑧地域社会への参加のため大切なこと

地域社会への参加のため大切なことでは、「参加しやすい機会、場所、仲間」「人々の障害に対する理解」が上位となっています。知的障害者では、「外出を支援する移送サービス」「介助者・援助者がいること」の割合が、身体障害者・精神障害者よりも高くなっています。

	全体 (計：496)	身体障害者 (計：280)	知的障害者 (計：130)	精神障害者 (計：152)
参加しやすい機会、場所、仲間	38.9%	37.9%	37.7%	37.5%
人々の障害のある人に対する理解	28.6%	27.5%	26.2%	28.3%
特にない	24.6%	25.7%	23.8%	29.6%
外出を支援する移送サービス	21.4%	18.6%	26.9%	18.4%
介助者・援助者がいること	19.6%	17.1%	26.9%	15.8%
活動についての情報提供	19.4%	18.6%	20.0%	15.8%
使いやすい施設整備	17.9%	16.8%	20.8%	13.2%
障害のある人自身が積極性を持つ	15.9%	16.8%	13.1%	15.8%
移動困難な方に配慮した交通機関や道路の整備	14.5%	15.7%	13.8%	13.8%
地域社会の人が受け入れるような広報や福祉教育	12.7%	13.2%	12.3%	9.2%
参加を支援するボランティアの育成	12.1%	11.1%	12.3%	11.8%
家族が積極的に社会に出すようにする	7.1%	7.5%	5.4%	7.2%
手話通訳や要約筆記などのコミュニケーション支援	4.0%	4.3%	3.8%	3.9%
その他	2.4%	2.5%	3.1%	3.3%
無回答	10.3%	9.6%	8.5%	14.5%

⑨園や学校などに望むこと

園や学校などに望むことについては、全ての障害種別で「就学相談や進路相談など、相談体制を充実してほしい」が最も高くなっています。また、身体障害者と知的障害者で「能力や障害の状況にあった指導をしてほしい」、知的障害者と精神障害者で「障害に対する教師の理解を深めてほしい」の割合が高く、それぞれの障害の状況によって多様な要望がうかがえます。

	全体 (計：54)	身体障害者 (計：20)	知的障害者 (計：26)	精神障害者 (計：13)
就学相談や進路相談など、相談体制を充実してほしい	29.6%	55.0%	15.4%	23.1%
特に望むことはない	27.8%	40.0%	26.9%	46.2%
能力や障害の状況にあった指導をしてほしい	25.9%	55.0%	15.4%	7.7%
個別指導を充実してほしい	25.9%	45.0%	15.4%	7.7%
障害に対する教師の理解を深めてほしい	24.1%	35.0%	15.4%	15.4%
特別支援教育支援員やコーディネーターを増員してほしい	24.1%	40.0%	15.4%	7.7%
施設、設備、教材を充実してほしい	22.2%	50.0%	3.8%	7.7%
通常の学級との交流の機会を増やしてほしい	14.8%	30.0%	11.5%	0.0%
放課後の活動場所を整備してほしい	14.8%	30.0%	7.7%	0.0%
障害を理由としたいじめや不登校などの対応をしてほしい	13.0%	20.0%	3.8%	15.4%
障害の状況にかかわらず通常の学級で受け入れてほしい	5.6%	10.0%	0.0%	7.7%
医療的ケア（吸引・経管栄養・導尿など）が受け入れられるようにしてほしい	3.7%	0.0%	3.8%	7.7%
その他	1.9%	5.0%	0.0%	0.0%
無回答	50.0%	15.0%	65.4%	53.8%

⑩相談相手について

悩みや困ったことの相談相手については、全ての障害種別で「家族や親せき」、「かかりつけの医師や看護師」が上位に挙げられています。また、知的障害者では、「施設の指導員など」、「相談支援事業所の相談窓口」の割合も高くなっています

	全体 (計：345)	身体障害者 (計：198)	知的障害者 (計：90)	精神障害者 (計：96)
家族や親せき	75.4%	71.2%	70.0%	79.2%
かかりつけの医師や看護師	44.1%	45.5%	45.6%	47.9%
施設の指導員など	25.5%	23.7%	28.9%	21.9%
友人・知人	23.5%	24.2%	16.7%	26.0%
相談支援事業所の相談窓口	18.3%	15.2%	21.1%	18.8%
病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー	17.4%	18.2%	17.8%	14.6%
行政機関の相談窓口	12.2%	13.6%	12.2%	11.5%
職場の上司や同僚	9.3%	8.1%	11.1%	11.5%
ホームヘルパーなど事業所の人	8.4%	8.6%	12.2%	5.2%
近所の人	5.2%	4.5%	4.4%	7.3%
障害者団体や家族会	3.5%	4.0%	3.3%	4.2%
民生委員・児童委員	3.5%	4.0%	2.2%	4.2%
学校の先生など	3.5%	3.5%	4.4%	3.1%
その他	5.8%	5.1%	6.7%	5.2%
無回答	3.5%	5.6%	1.1%	0.0%

①現在や今後の生活で不安に思っていること

現在や今後の生活で不安に思っていることについては、全ての障害種別で「自分の健康・治療に関すること」、「経済や生活費などの金銭的なこと」の割合が高くなっています。また、「親の高齢化のこと」の割合も次いで高くなっており、住み慣れた地域で暮らしていくための支援体制の充実に努める必要があります。

	全体 (計：496)	身体障害者 (計：280)	知的障害者 (計：130)	精神障害者 (計：152)
自分の健康・治療に関すること	54.8%	55.4%	50.8%	51.3%
経済や生活費などの金銭的なこと	44.2%	42.9%	41.5%	48.0%
親の高齢化のこと	30.8%	31.4%	30.0%	31.6%
介助をしてくれる人のこと	22.6%	24.3%	23.1%	19.1%
緊急時・災害時に関すること	20.8%	21.8%	18.5%	21.7%
家事（炊事・掃除・洗濯）に関すること	19.0%	18.9%	20.8%	22.4%
外出・移動に関すること	17.7%	17.1%	17.7%	19.7%
仕事や就職に関すること	17.1%	17.1%	13.8%	17.8%
住まいに関すること	16.9%	16.1%	17.7%	20.4%
家族や地域との関係に関すること	11.5%	11.8%	10.8%	13.2%
話し相手に関すること	10.3%	8.2%	11.5%	11.2%
特にない	9.9%	10.0%	12.3%	9.2%
恋愛や結婚に関すること	8.9%	8.9%	7.7%	12.5%
情報収集に関すること	8.3%	8.9%	4.6%	12.5%
学校・職場などの人間関係に関すること	7.1%	6.8%	6.2%	7.9%
就学・進学に関すること	3.2%	2.9%	3.8%	0.7%
その他	2.0%	2.9%	2.3%	2.6%
無回答	12.1%	10.0%	13.1%	14.5%

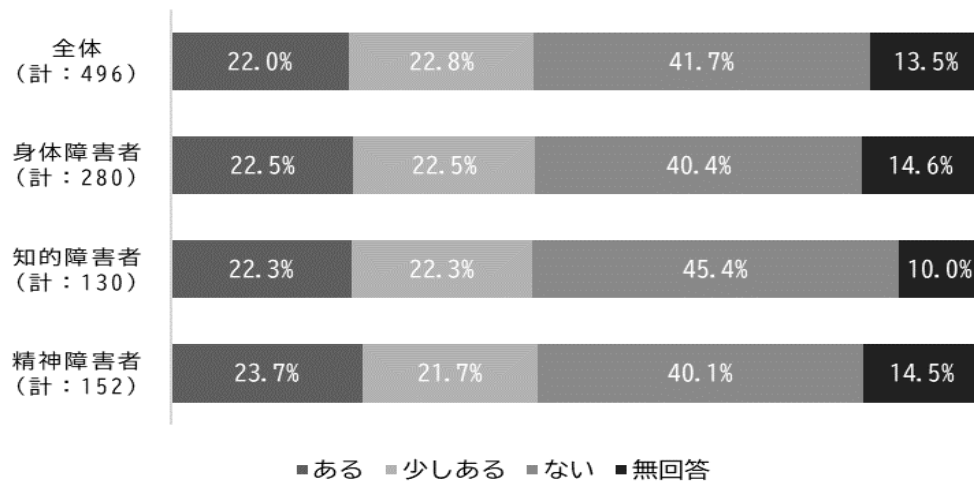
⑫障害のことや福祉サービス等の情報を知る方法

障害のことや福祉サービス等の情報を知る方法については、身体障害者では「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」、知的障害者では「サービス事業所の人や施設職員」、精神障害者では「かかりつけの医師や看護師」が他の障害に比べて高い傾向があります。また、全ての障害種別で、「行政機関の広報誌」と「家族や親せき、友人・知人」の割合が高く、行政機関によるさまざまな情報の発信と障害のある人を支える人たちへ適切な情報の提供が重要となっています。

	全体 (計：496)	身体障害者 (計：280)	知的障害者 (計：130)	精神障害者 (計：152)
家族や親せき、友人・知人	24.6%	22.9%	26.9%	19.1%
本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	24.4%	25.0%	18.5%	23.7%
行政機関の広報誌	23.8%	25.4%	23.1%	20.4%
かかりつけの医師や看護師	20.8%	20.0%	20.8%	22.4%
サービス事業所の人や施設職員	20.2%	19.6%	21.5%	15.8%
インターネット	17.1%	18.6%	14.6%	17.1%
特にない	14.5%	14.3%	16.2%	17.8%
病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー	11.1%	12.5%	11.5%	8.6%
行政機関の相談窓口	7.3%	7.9%	7.7%	4.6%
相談支援事業所などの民間の相談窓口	6.3%	7.1%	6.9%	3.9%
障害者団体や家族会（団体の機関紙など）	5.0%	5.0%	6.9%	4.6%
通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	2.4%	2.5%	5.4%	0.7%
民生委員・児童委員	1.6%	2.5%	0.0%	1.3%
その他	2.2%	1.4%	1.5%	2.6%
無回答	10.9%	9.3%	10.8%	13.2%

③差別や嫌な思いの経験

差別や嫌な思いの経験については、全ての障害種別で「ある」と「少しある」を合わせた割合と、「ない」の割合が拮抗しています。



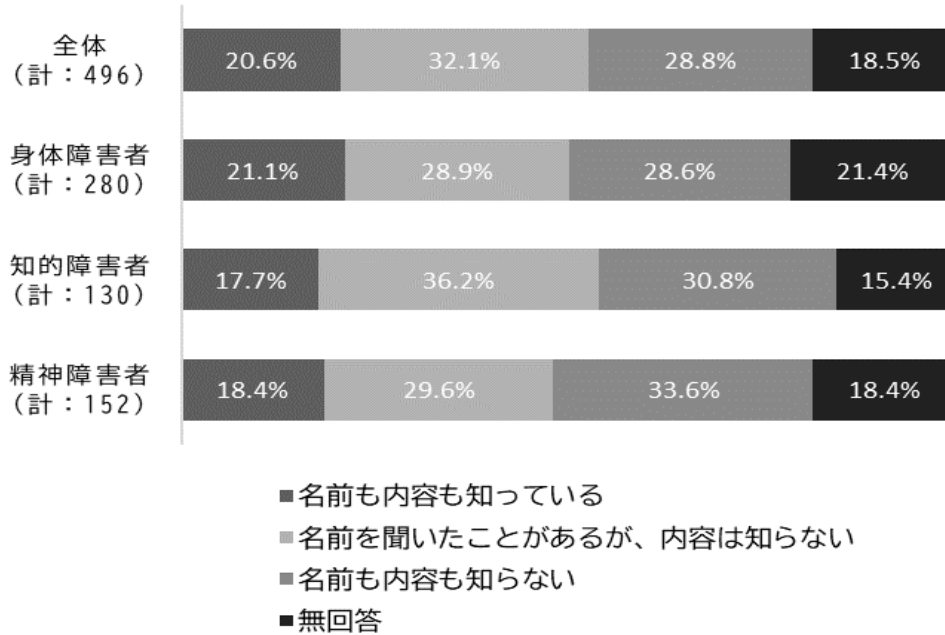
④差別や嫌な思いを経験した場所

差別や嫌な思いを経験した場所は、全ての障害種別で「学校」、「仕事場」、「外出先」の割合が高くなっています。身体障害者では「住んでいる地域」の割合も高くなっており、教育現場や地域社会での差別や人権侵害の防止に関する啓発を推進し、市民全体でそれぞれの障害に対する正しい知識を持つことが求められています。

	全体 (計：202)	身体障害者 (計：126)	知的障害者 (計：58)	精神障害者 (計：69)
外出先	42.1%	38.9%	37.9%	40.6%
学校	34.7%	32.5%	34.5%	40.6%
仕事場	33.2%	30.2%	32.8%	36.2%
住んでいる地域	25.2%	27.8%	15.5%	17.4%
病院などの医療機関	22.8%	23.0%	15.5%	17.4%
仕事を探するとき	19.3%	15.9%	15.5%	18.8%
余暇を楽しむとき	13.4%	15.1%	6.9%	11.6%
市役所など公的機関または公共施設	10.4%	11.9%	8.6%	11.6%
その他	8.4%	6.3%	5.2%	5.8%
無回答	4.5%	4.8%	3.4%	5.8%

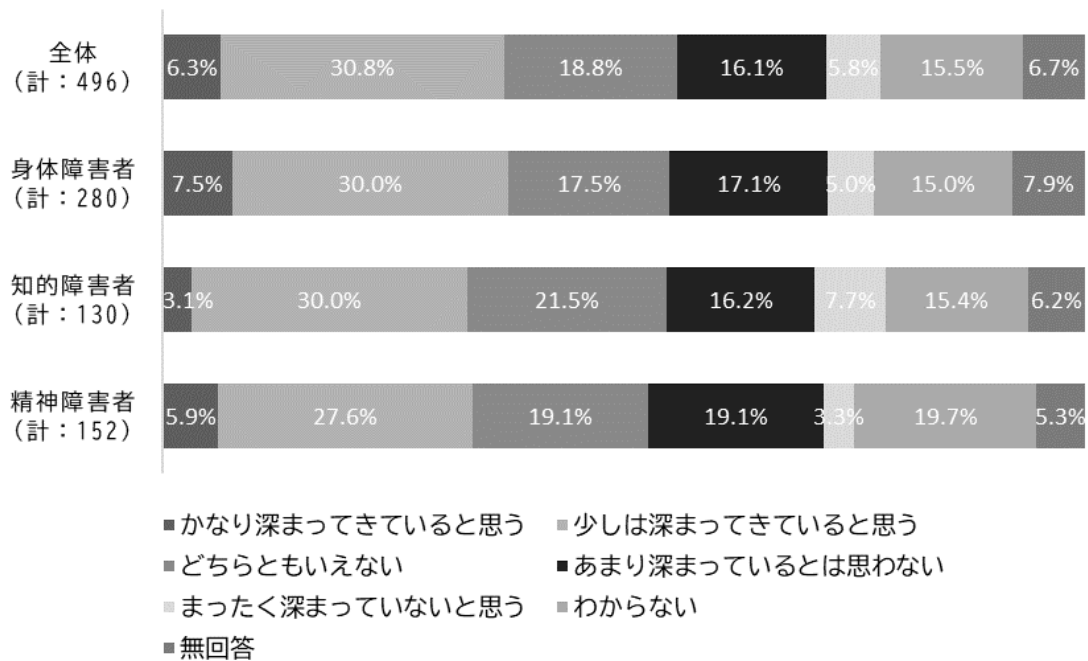
⑮成年後見制度について

成年後見制度について、「名前は知っているが内容は知らない」「名前も内容も知らない」が「名前も内容も知っている」を大きく上回っており、制度の周知が必要です。



⑯障害のある人への理解の深まり

障害のある人への理解の深まりについて、全ての障害種別で「少しは深まってきている」の占める割合が最も高くなっています。



⑰災害時に困ること

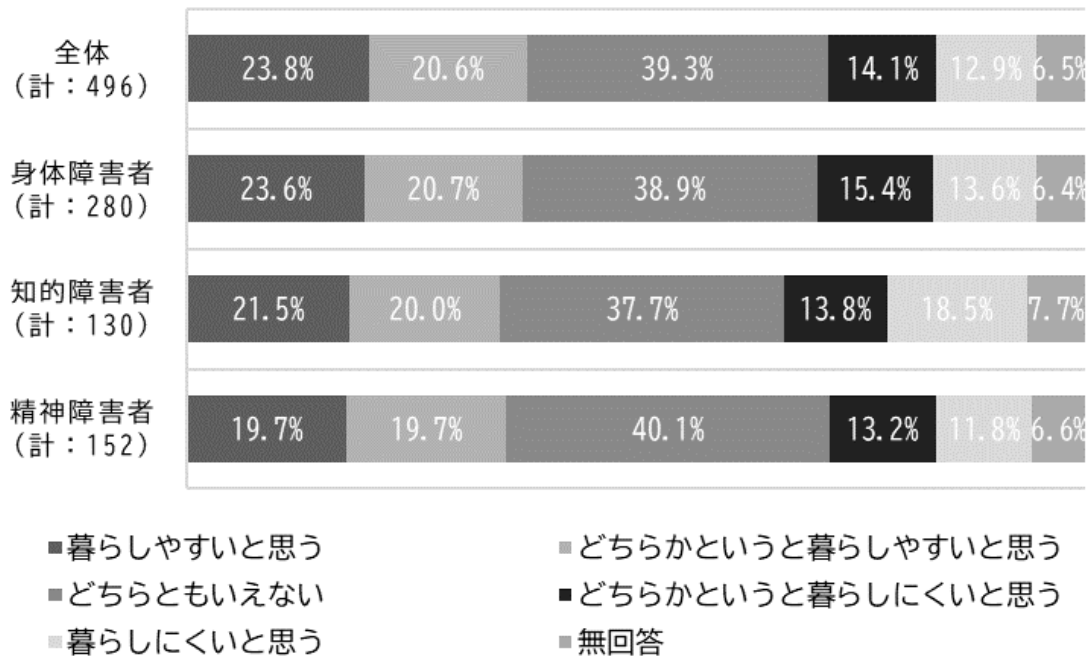
災害時に困ることについては、全ての障害種別で「投薬や治療が受けられない」の割合が最も高くなっています。また、「生活環境が不安」、「避難場所の設備（トイレなど）が不安」の割合が次いで高くなっています。

災害弱者である障害のある人や高齢者等が有事に必要な支援を受けることができるよう、災害時における連絡体制や施設整備を含めた包括的な避難支援体制の確保が必要となります。支援を必要とする方の状況を把握し、地域全体で防災知識の普及啓発を図るとともに、相互に協力しあえる関係の構築が求められています。

	全体 (計：496)	身体障害者 (計：280)	知的障害者 (計：130)	精神障害者 (計：152)
投薬や治療が受けられない	44.2%	42.9%	46.9%	41.4%
生活環境が不安	37.3%	37.5%	40.8%	30.9%
避難場所の設備（トイレなど）が不安	36.9%	38.6%	35.4%	31.6%
安全なところまで、避難することができない	28.6%	29.6%	33.1%	23.7%
情報を入手することができない	24.0%	23.9%	24.6%	23.7%
周囲とコミュニケーションがとれない	24.0%	25.0%	21.5%	27.0%
救助を求めることができない	19.0%	18.9%	20.8%	19.1%
特になし	12.5%	13.6%	10.8%	16.4%
補装具や日常生活用具の入手が困難になる	6.9%	6.4%	6.2%	7.2%
補装具の使用が困難になる	4.8%	5.7%	6.9%	2.6%
その他	3.4%	2.5%	2.3%	3.3%
無回答	8.3%	9.3%	6.9%	9.2%

⑱安中市の暮らしやすさ

安中市が障害のある人にとって暮らしやすいかについては、「暮らしやすいと思う」と「どちらかという暮らしやすいと思う」を合わせた肯定的な評価の割合は、身体障害者で44.3%、知的障害者で41.5%、精神障害者で39.4%となっています。「どちらかという暮らしにくいと思う」と「暮らしにくいと思う」を合わせた否定的な評価は、身体障害者で29.0%、知的障害者で32.3%、精神障害者で25.0%となっています。



⑨障害のある人への市民の理解を深めるために必要なこと

障害のある人への市民の理解を深めるために必要なことは、「障害や障害者問題に関する広報・啓発活動の推進」、「学校などにおける人権教育の充実」、「福祉施設、教育機関などと地域住民との日常的な交流」が多く挙げられています。

	全体 (計：496)	身体障害者 (計：280)	知的障害者 (計：130)	精神障害者 (計：152)
わからない	31.0%	33.9%	30.8%	28.3%
障害や障害者問題に関する広報・啓発活動の推進	26.6%	28.6%	26.2%	25.7%
学校などにおける人権教育の充実	22.8%	22.1%	21.5%	18.4%
福祉施設、教育機関などと地域住民との日常的な交流	20.2%	20.7%	20.0%	19.7%
障害への理解を深めるために活動する市民団体などへの支援	19.4%	20.7%	16.2%	20.4%
障害のある人の積極的な社会への進出	19.0%	18.2%	18.5%	19.1%
障害のある人との市民交流を通じての理解と参加の促進	18.3%	18.9%	20.8%	16.4%
障害のある人へのボランティア活動の推進	16.3%	15.0%	17.7%	17.8%
障害に関する講演会や研修会の開催	13.5%	14.3%	12.3%	13.2%
特にない	8.5%	8.9%	9.2%	9.9%
その他	2.8%	1.8%	3.1%	2.6%
無回答	8.9%	7.9%	7.7%	9.2%

第2章 本市の障害のある人を取り巻く現状

⑳ 今後重要だと思う福祉施策

今後重要だと思う福祉施策については、全ての障害種別で「相談窓口や情報提供の充実」、「障害や障害のある人への理解を促進するための普及・啓発」、「就労に向けた支援の充実と雇用の促進」の割合が高くなっています。

	全体 (計：496)	身体障害者 (計：280)	知的障害者 (計：130)	精神障害者 (計：152)
相談窓口や情報提供の充実	38.9%	39.3%	39.2%	39.5%
障害や障害のある人への理解を促進するための普及・啓発	34.9%	35.4%	37.7%	32.2%
就労に向けた支援の充実と雇用の促進	34.3%	35.4%	32.3%	32.2%
外出支援の充実や交通機関などの整備（移動手段の確保）	31.9%	29.3%	36.9%	32.2%
健康管理、医療、リハビリテーションなど保健・医療の充実（医療費の軽減、障害の早期予防）	29.4%	31.1%	26.9%	23.7%
災害などの非常時の情報提供・避難体制の整備	28.2%	29.3%	22.3%	27.0%
道路や建物などの段差を解消するなど安全で快適な街づくりの推進	24.6%	26.4%	26.9%	23.7%
差別の解消や権利擁護の推進（障害を理由とする差別の解消の推進、障害者虐待の防止）	23.4%	23.2%	26.2%	19.7%
安心して住める住宅の整備（住宅のバリアフリー化、障害者に適した市営住宅の確保）	22.0%	22.1%	25.4%	15.1%
グループホームなど地域で生活する住まいの場の充実	21.6%	18.6%	25.4%	19.7%
障害の状況に応じた適切な保育・教育の充実	20.2%	18.6%	24.6%	15.8%
市内企業、公共機関の障害者雇用の促進	20.0%	18.2%	22.3%	14.5%
障害の早期発見・早期療育体制の充実	19.6%	20.0%	21.5%	15.8%
ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実	16.1%	16.1%	17.7%	13.2%
当事者や家族へのカウンセリングの充実	15.5%	15.7%	19.2%	11.8%
スポーツやレクリエーション、文化活動などの社会参加活動の推進	15.3%	16.1%	17.7%	11.2%
生活訓練や一時預かりなど福祉サービスの充実（日中活動の場の提供）	14.7%	15.0%	15.4%	11.2%
特になし	11.3%	11.1%	13.1%	13.2%
入所施設や病院から地域生活への移行の推進	10.3%	12.5%	10.0%	5.9%
コミュニケーション支援の充実（手話通訳、要約筆記者の派遣など）	10.3%	8.9%	13.8%	7.9%
ピアカウンセリングの充実	5.0%	4.3%	6.9%	3.3%
その他	3.4%	3.6%	3.8%	3.3%
無回答	8.5%	7.5%	7.7%	8.6%

②家族や介護者が介助することについて感じていること

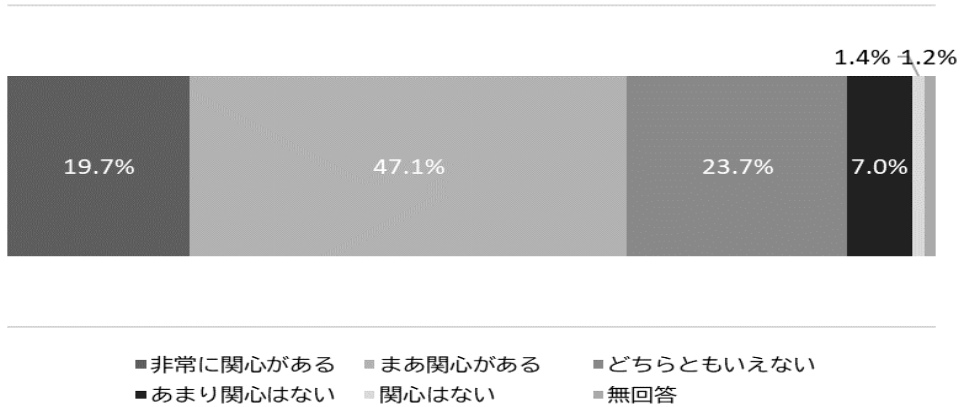
家族や介護者が介助することについて感じていることでは、全ての障害種別で「自分が介助できなくなった場合のことが不安」の割合が高く、次いで「自分自身の健康に不安がある」となっています。介助することについては家族や介護者等への負担が大きいため、障害のある人の自立した生活を支えるとともに、介護者の負担を軽減するための障害福祉サービスの質の確保・向上を図る必要があります。

	全体 (計：496)	身体障害者 (計：280)	知的障害者 (計：130)	精神障害者 (計：152)
自分が介助できなくなった場合のことが不安	35.9%	36.8%	41.5%	31.6%
自分自身の健康に不安がある	23.8%	25.0%	25.4%	21.7%
精神的負担が大きい	19.4%	20.4%	17.7%	20.4%
身体的負担が大きい	12.9%	13.2%	15.4%	12.5%
経済的負担が大きい	12.9%	11.8%	15.4%	11.2%
自分の時間が持てない	8.7%	8.9%	13.1%	7.9%
特にない	8.5%	7.5%	6.9%	9.2%
仕事・家事が十分にできない	7.3%	7.1%	10.8%	5.3%
休息や息抜きの時間がない	7.1%	7.9%	9.2%	7.9%
生きがい・充実を感じている	5.6%	6.4%	6.9%	3.9%
仲間・友人ができた	5.4%	6.1%	5.4%	4.6%
その他	1.6%	1.8%	2.3%	2.0%
無回答	42.9%	41.4%	37.7%	42.1%

(3) 市民アンケート調査結果

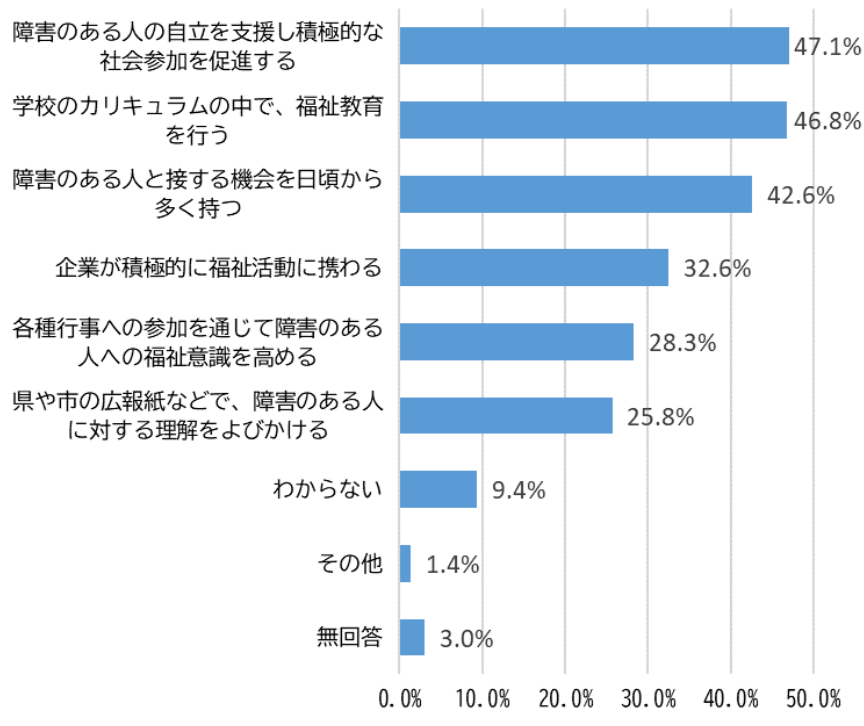
①福祉に関する関心度

障害のある人の福祉や施策の関心度は、「非常に関心がある」と「まあ関心がある」を合わせた割合は、66.8%となっています。



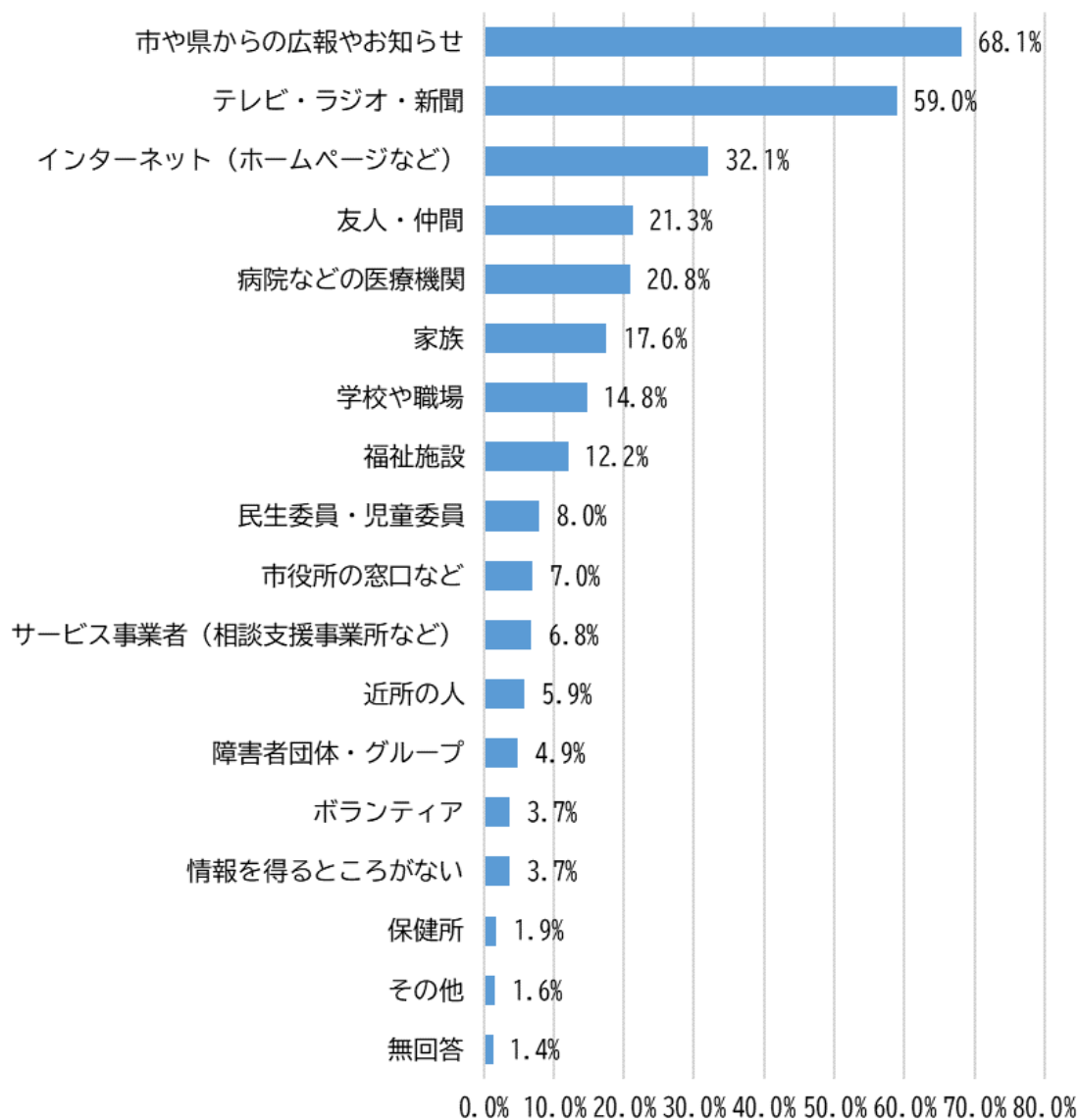
②障害のある人に対する市民の理解を深めるために必要なこと

障害のある人に対する市民の理解を深めるために必要なことは、「障害のある人の自立を支援し積極的な社会参加を促進する」が47.1%で最も多く、次いで「学校のカリキュラムの中で、福祉教育を行う」が46.8%、「障害のある人と接する機会を日頃から多く持つ」が42.6%となっています。



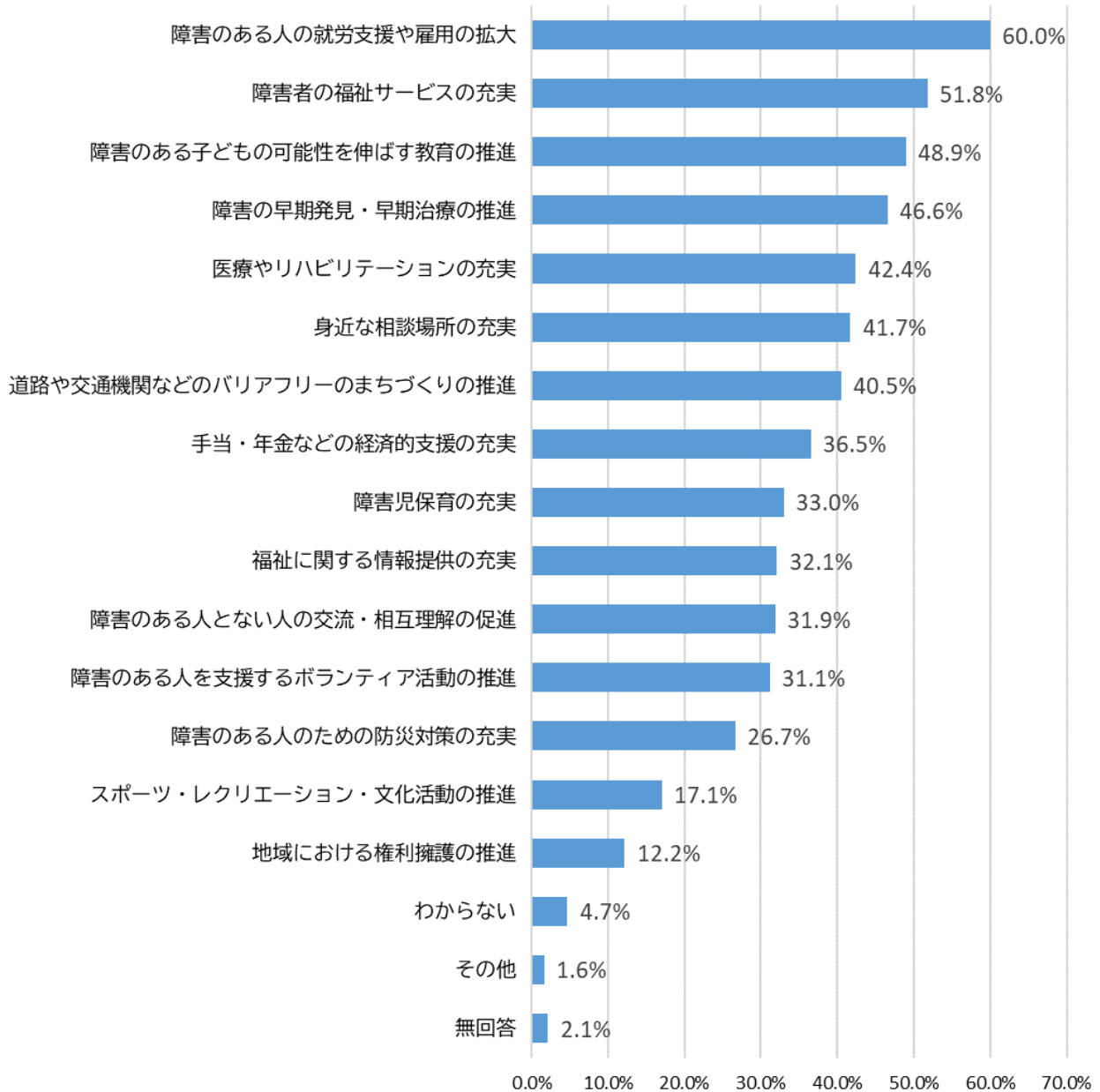
③福祉に関する情報の入手先

福祉に関する情報をどこから入手しているかについては、「市や県からの広報やお知らせ」が最も多く、次いで「テレビ・ラジオ・新聞」「インターネット（ホームページなど）」の順になっています。



④障害のある人にとって、必要な福祉施策

障害のある人にとって、必要な福祉施策は、「障害のある人の就労支援や雇用の拡大」が60.0%と最も多く、次いで、「障害のある人の福祉サービスの充実」が51.8%、「障害のある子どもの可能性を伸ばす教育の推進」が48.9%となっています。



第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

**「誰もが互いに尊重し合い、住み慣れた
地域で安心して暮らせるまち」**

障害のあるなしに関わらず、一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められています。

本市では第1期障害者計画より「ノーマライゼーション（※）理念の実現」を基本的な考え方としてきました。本計画では、今までの基本的な考え方を継承しつつ、第3次安中市総合計画を基本とした「誰もが互いに尊重し合い、住み慣れた地域で安心して暮らせるまち」を基本理念として、障害福祉施策を推進していきます。

※ノーマライゼーション

障害のある人等を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方

2. 基本視点

（1）ノーマライゼーションの浸透

障害のある人が、市民としてあたりまえに生活することのできる地域づくりを実現するために、その前提条件となる“ノーマライゼーション”の理念について、広く市民に理解と共感を浸透させていきます。

（2）人生の各段階における自立生活支援と生活の質（QOL）の確保

障害の種別を問わず、障害のある人が生涯にわたって自立した生活を送ることができるように、就学前期から就学期、成人期、高齢期にいたる人生の各段階において、必要な支援が受けられるような体制づくりを図っていくとともに、一人ひとりの生活の質（QOL）の確保を基本的な視点として、自立生活を支援するための活動を推進します。

(3) 地域福祉の推進による地域共生社会の実現

地域住民、ボランティア、福祉関係団体、サービス事業者、医療機関等と行政とが、それぞれの役割を果たしながら協力し、障害のある人が地域で安心して生活できる地域共生社会の実現を目指します。

また、地域の将来を担う子どもたちが福祉について正しく理解するための福祉教育や、地域の人々が福祉に対する意識を高め、福祉活動に積極的に参画するように、地域福祉の理念に基づき、地域全体で福祉を支えていく仕組みの構築を目指します。

(4) 在宅サービスと家族支援の重視

重度の障害のある人でも自宅や地域の中で自立した生活を送れるよう、きめ細かい在宅サービスの充実とあわせて、グループホームをはじめとする生活場所の確保を強く推進します。

(5) 利用者本位のサービス利用体制の確立と意思決定支援

障害のある人自らが自分の生活に必要なサービスを選択・決定していけるよう、相談支援や権利擁護の体制の充実など、自己決定を基本にした利用者本位のサービス利用体制の整備を図ります。

また、自己決定が困難な障害のある人に対しては、適切な意思決定支援を実施することにより、利用者本位のサービス利用体制を確立します。

3. 基本目標

基本理念の実現に向けて、3つの基本目標を設定して、障害者福祉施策の推進を図ります。

基本目標1 生活支援体制の充実

地域で育ち、住み慣れた場所で自分らしい暮らしを継続するために、関係機関や団体との連携・協力を進め、多様なニーズに対応した福祉サービスの生活支援体制の充実に努めます。

基本目標2 社会参加と自立への支援

障害のある人が、様々な活動に参加できるような支援を行うとともに、就労や就労継続のための取り組みに努め、地域社会で生きがいを感じられるための環境づくりを推進します。

基本目標3 地域での暮らしを支援する体制づくり

障害への理解を深め、差別や偏見をなくすための啓発・広報等に取り組み、共に生きるまちづくりを推進します。また、障害者差別解消法による合理的配慮や災害時等における安全安心対策に努めます。

4. 施策の体系

基本目標	基本施策	施策の展開
基本目標1 生活支援体制の 充実	1 障害福祉サービス等 の充実	(1) 相談支援体制の強化 (2) 障害福祉サービスの充実 (3) 地域生活の支援の充実 (4) 手話言語条例に基づく施策の推進
	2 障害児支援の充実	(1) 早期発見・早期療育体制の整備 (2) 障害児支援体制の充実 (3) 障害児教育の充実
	3 保健・医療の充実	(1) 保健・医療・リハビリテーションの 充実 (2) 精神障害者への支援
基本目標2 社会参加と自立 への支援	1 社会参加の促進	(1) スポーツ・レクリエーション・ 文化活動の推進
	2 就労支援の充実	(1) 就労・雇用の促進 (2) 福祉的就労における工賃向上への 支援
基本目標3 地域での暮らし を支援する体制 づくり	1 障害に対する理解啓 発と権利擁護の推進	(1) 広報・啓発活動の推進 (2) 差別解消と合理的配慮の推進 (3) 権利擁護の推進 (4) 虐待防止対策の推進 (5) 福祉教育の充実とボランティア活動 の支援
	2 安心して暮らせる まちづくりの推進	(1) 防災・防犯体制の整備 (2) バリアフリー・ユニバーサルデザイン の推進

第4章

障害者計画

第4章 障害者計画

基本目標1 生活支援体制の充実

1. 障害福祉サービス等の充実

(1) 相談支援体制の強化

障害のある人やその家族の意思を尊重し、必要なサービスなどの支援につなげるためには、相談支援体制の整備が重要となります。

本市では、令和3年度に地域における相談支援の中核となる基幹相談支援センターを設置しました。基幹相談支援センターと相談支援事業所との連携体制の強化とともに、安中市自立支援協議会とも連携し、相談支援の充実に努めています。今後は関係機関・団体等との連携をさらに進め、地域におけるネットワークの構築を図ります。

また、相談を受ける側の資質の向上に努めるとともに、複雑化・複合化した相談に対応するための体制整備に取り組みます。

さらに、障害のある人本人の自己決定を尊重する観点から、障害のある人本人が適切に意思決定を行い、その意思表示ができるよう、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

アンケート調査結果

- 今後重要だと思う福祉施策について、「相談窓口や情報提供の充実」が38.9%で、最も高い割合になっています。
- 地域で生活するために必要なこととしても、「相談対応の充実」の割合は高くなっています。

施策の展開

施策	内容
基幹相談支援センターの機能強化	主任相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士等、基幹相談支援センターに特に必要と認められる能力を有する専門職員を配置し、機能の強化を図ります。

施 策	内 容
相談支援体制の強化	基幹相談支援センターによる、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化に取り組みます。
障害者相談支援事業者の勉強会の実施	相談支援部会において、定期的に事例検討や勉強会を実施し、連携体制の強化と資質の向上を図ります。
重層的支援体制の整備	子ども・障害・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような、複雑化・複合化した相談に対応するため、庁内の連携強化、関係機関とのネットワークの構築に取り組みます。
ピアサポートなどの実施	障害のある人自身がその経験を活かして、問題解決につながる助言を行うなど、ピアサポートを実施します。
意思決定支援の推進	相談支援事業所や障害福祉サービス事業所等に対して、「意思決定支援ガイドライン」の普及啓発を図ります。

(2) 障害福祉サービスの充実

障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、各種サービスを円滑に利用しながら、自立した生活ができる環境整備が求められています。

障害福祉サービス利用者は、増加傾向にあります。これまで、障害福祉サービスの提供体制の確保や地域生活支援事業の充実に努めてきましたが、今後も、障害のある人が地域で自立した日常生活や社会生活ができるように、居宅介護などの訪問系サービスの充実とあわせて、日中活動の場やグループホームをはじめとする生活の場の確保に努めます。

アンケート調査結果

- 地域で生活するために必要なこととして、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の割合が高くなっています。
- 今後3年以内の暮らし方の希望では、「自宅で家族などといっしょに暮らしたい」が最も多く、次いで、「一般住宅で一人暮らしをしたい」、「グループホームで仲間と共同生活をしたい」の順となっており、多くの人が地域での生活を希望しています。

施策の展開

施策	内容
障害者福祉サービス等の充実	障害者総合支援法に基づいて実施される障害福祉サービス等を、適切かつ効率的に提供できるよう、各サービスの充実を図ります。
地域生活支援事業の充実	地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じて柔軟に実施する地域生活支援事業の充実を図り、障害のある人の自立した日常生活及び社会生活を支援します。
サービス提供事業者などへの指導の実施	サービス提供事業者などに対し、サービスの質の維持・向上、苦情解決のための体制整備などを図るための適正な指導を行います。

(3) 地域生活の支援の充実

障害のある人が、福祉サービスや障害年金、各種手当、税の減免制度等を利用し、生活の安定を図るために、様々な制度についてのわかりやすい情報提供に努めます。

また、本市では、障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、緊急時の対応等の機能を備えた地域生活支援拠点を、令和3年度に整備しました。運営状況の検証及び検討や、基幹相談支援センター及び相談支援事業所との連携強化により、機能の充実を図り、地域における障害のある人とその家族の生活を支援します。

あわせて、精神障害者が安心して自分らしく暮らすことができるよう、障害福祉、医療、介護、住まい等が包括的に確保された「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進します。

アンケート調査結果

- 障害のことや福祉サービス等の情報を知る方法として、「家族や親せき、友人・知人」「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」、「行政機関の広報紙」の割合が高くなっています。
- 家族や介護者が介助することについて感じていることでは、「自分が介助できなくなった場合のことが不安」が35.9%と、最も高い割合になっています。

施策・事業の展開

施策	内容
障害者福祉サービス・年金・手当などの制度の周知	市ホームページや広報紙への掲載、「安中市障害福祉サービスマップ」や「安中市ノーマライゼーション：障害福祉サービスの案内」の窓口での活用等により、障害のある人が自ら選択ができるよう、福祉サービスや各種手当等の様々な制度について、わかりやすい情報の提供に努めます。
地域生活支援拠点の機能の充実	年1回以上の運営状況を検証及び検討、基幹相談支援センターとの連携強化、コーディネーターの配置により、機能の充実を図ります。
精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	安中市自立支援協議会と連携し、協議の場を設け、システムの構築を図ります。

(4) 手話言語条例に基づく施策の推進

本市では、平成29年9月に「安中市手話言語条例」が施行されました。手話が言語であるという認識に基づき、市民の手話への理解を広げ、手話を使いやすい環境にするための施策を展開し、全ての市民が共に生きる地域社会の実現を目指しています。

今後も聴覚障害者等のコミュニケーションを支援するため手話通訳者の養成・確保を図るとともに、様々な情報保障につながる施策を推進します。

施策の展開

施策	内容
安中市手話言語条例の普及啓発	「安中市手話言語条例」に関して市民等への手話の普及啓発や障害のある人のコミュニケーション手段の利用促進を図ります。
手話通訳者、要約筆記者の養成及び確保	手話通訳者講習会等への参加を呼びかけるとともに、意思疎通支援を行うことのできる人材の確保や、専門知識の習得や技術の向上に努めます。
手話奉仕員の養成及び確保	地域社会の中に、障害のある人のコミュニケーションを支援できる人材を増やすため、手話奉仕員の養成に努めます。

施策	内容
学校や企業への出張手話講座の実施	手話講座を開催する学校や企業に積極的に講師を派遣し、手話の普及・啓発に努めます。
情報保障の推進	聴覚障害者の参加が見込まれる会議や不特定多数の人が参加する講演会などには、手話通訳者や要約筆記者を配置して、情報保障に努めます。

【安中市手話言語条例 前文】

言語は、お互いの感情を伝え、意思疎通を図り、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。

手話は、音声言語と異なり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために手話を大切に育んできた。

しかし、長い間手話は言語として認められず、ろう者に対する差別や偏見を生み、その尊厳が大きく損なわれてきた。

このような中、安中市内には手話サークルの立ち上げや聴覚障害者協会の設立など、市民の活動によって手話の普及推進が行われてきた。

平成18年に国際連合総会において障害者の権利に関する条約が採択され、言語に手話を含むことが明記された。そして、日本でも平成23年に障害者基本法が改正され、手話は言語として位置付けられた。また、平成28年4月には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行され、障害を理由とする差別の解消を推進することにより、障害のある人の人権の尊重と、より一層の社会参加の推進が期待されている。

安中市では、手話が言語であるという認識に立ち、ろう者及び手話への理解を深め、手話を使って安心して暮らせる社会の実現を目指して、この条例を制定するものである。

2. 障害児支援の充実

(1) 早期発見・早期療育体制の整備

障害のある子どもや配慮が必要な子どもは、発見が早期であればあるほど、より適切な対応や療育に取り組むことができます。

妊婦や乳幼児に対しては、各健康診査により疾病の早期発見につなげるとともに、保護者が安心して育児に取り組めるよう支援していく必要があります。

本市では、妊婦及び乳幼児期の健康管理及び疾病、障害等の早期発見、早期対応につなげることを目的として、パパママ教室・妊婦訪問指導・新生児産婦訪問指導・乳幼児健康診査・育児相談・健診事後教室・二次健診（子ども発達相談）等の母子保健事業を実施しています。

今後も母子保健事業を充実させ、早期発見・早期療育体制の推進に努めるとともに、関係機関との連携を強め、地域におけるネットワークの構築や一貫したサービスが受けられる体制を整えます。

アンケート調査結果

- 障害のある人が今後重要だと思う施策については、知的障害者では「障害の状況に応じた適切な保育、教育の充実」、「障害の早期発見・早期療育体制の充実」の割合が他の障害に比べて高くなっています。

施策の展開

施策	内容
妊婦健康診査・乳幼児健康診査の促進	妊婦健康診査の充実を図るとともに、妊婦に対し、健康診査の受診を促し、健康管理を図ります。 また、乳幼児の発達段階に応じた健康診査を実施するとともに、適切な指導の実施に努めます。
早期療育体制の整備	障害を早期に発見し、療育を行うことにより障害の軽減と社会適応能力の向上を図ります。また、保健・福祉・教育など関係機関が連携し、早期に療育指導を行う体制の整備に努めます。
相談・教室等の保健指導の充実	専門医療機関、保健・福祉関係機関との連携を図り、相談・指導等の充実に努めます。

(2) 障害児支援体制の充実

障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、社会的な自立を支援するためには、一人ひとりの状況に応じた療育が大切です。また、乳幼児期から保育所、幼稚園、認定子ども園（以下この章において「認定子ども園等」という。）及び医療機関や児童発達支援センターなどの関連機関と連携し、障害のある子どもの支援をしていく必要があります。

そのため、療育や就学などの相談、指導について関係部署や関係機関が連携し、相談体制を充実させ、障害のある子どもやその家族のニーズにあった支援を行うとともに、障害のある子どもが認定子ども園等を利用しやすいようにするため、保育施設の運営の助成や、障害のある乳幼児の保育に関わる人材の育成の支援に努めます。

アンケート調査結果

- 今後重要だと思ふ福祉施策として、知的障害者で「障害の状況に応じた保育、教育の充実」が他の障害に比べ高くなっています。

施策の展開

施策	内容
障害児保育等の充実	認定子ども園等における障害のある子どもの受け入れや、そのための職員配置を行います。また、障害のある子どもを受け入れる認定子ども園等の職員の専門性の向上を図るための支援に努めます。
相談体制の充実	関係機関の連携強化により充実した相談体制を構築し、適正なサービスの利用等、一人ひとりに配慮した支援に努めます。
医療的ケア児支援の推進	関係機関の協議の場を設け、連携強化に努めるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。 また、群馬県医療的ケア児等支援センターとの連携を図ります。
医療的ケア支援事業の実施	看護師配置のない認定こども園等や学校、通所施設などに通所し、比較的短時間な医療的ケアが必要な障害児者に対して看護師の派遣を行います。
子育て支援ファイルの活用	一貫した支援が受けられるよう、子どもの状況を記録できる「子育て支援ファイル」の利用を促進します。

(3) 特別支援教育の充実

障害のある児童・生徒の教育は、自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、障害の特性に応じた適切な支援を行うことが大切です。

障害の重度・重複化、多様化に対応した支援が求められることから、教職員が障害のある児童・生徒の特性及び特別支援教育に対する理解を深め、支援体制の充実に努めます。

また、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育や、就学前・就学中・卒業後の一貫した相談体制の充実に努めるとともに、児童・生徒の多様性を尊重したインクルーシブ教育の推進に努めます。

アンケート調査結果

- 園や学校などに望むことについては、すべての障害で「就学相談や進路相談など、相談体制を充実してほしい」が最も高くなっています。また、身体障害・知的障害では「能力や障害の状況にあった指導をしてほしい」、知的障害・精神障害では「障害に対する教師の理解を深めてほしい」の割合が高く、障害の状況に応じた柔軟な対応が求められています。

施策の展開

施策	内容
教育相談体制の充実	障害のある児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた教育相談体制の充実に努めます。本人だけでなく保護者も支援できる体制の整備に努め、指導を行っていきます。
一貫した教育支援	「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を効果的に活用し、就学前期から切れ目のない支援を行います。
教育支援及び進路指導の充実	障害のある児童・生徒それぞれのライフステージに合わせた教育支援を行います。また、進路選択を円滑にするため、障害のある児童・生徒やその保護者の気持ちに寄り添いながら、丁寧な就学相談・進路指導に努めます。
特別支援学級助手や生徒指導推進支援員の配置	特別支援学級助手や生徒指導推進支援員を配置し、学校生活の支援と教育の充実に努めます。

3. 保健・医療の充実

(1) 保健・医療の充実

健康を維持・増進し、地域で安心して生活するためには、生涯にわたる健康づくり施策が重要です。本市では、健康診査や健康相談・健康教育等の各種施策を推進してきましたが、生活習慣病等の疾病の予防は障害の予防や軽減につながるため、今後も疾病の予防、早期発見・早期対応に努めます。

また、障害のある人の多様な医療ニーズに応えられるよう、行政機関と医療機関・福祉施設が連携を図るとともに、引き続き医療費の負担軽減に努めます。

アンケート調査結果

- 現在や今後の生活で不安に思っていることについて、すべての障害で「自分の健康・治療に関すること」の割合が最も高く、身体障害者が55.4%、知的障害者が50.8%、精神障害者が51.3%となっています。

施策の展開

施策	内容
疾病や障害の早期発見・早期対応	健康診査や健康相談・健康教育等の各種施策を推進し、早期発見・早期対応に努めます。
障害のある人に対する医療体制の充実	障害の特性にあった医療機関と連携し、医療体制の充実に努めます。
保健・医療等の相談体制の充実	保健・医療・リハビリテーション等に関する情報提供や、障害の特性等に配慮した相談体制の充実に努めます。
医療費負担の軽減	本市独自の福祉医療費の支給対象資格により、障害のある人の医療費の負担軽減を図ります。

(2) 精神障害者への支援

精神障害者が退院後に安心して生活が送れるよう、これまでも精神保健・福祉サービスを主体的に選択・利用できる体制整備に努めてきました。今後も関係機関と連携し、個々の状態に応じたきめ細やかな支援ができるよう努めるとともに、精神疾患に対する市民への理解促進を推進します。就労支援に関しては職場への定着化が課題となっていますので、関係機関と連携して就労

後の定着化に向けた支援体制の強化を図ります。

また、ストレス社会の現代において、自らの心を健やかに保つことは重要な課題です。心の健康づくりと精神疾患の予防について、心に悩みを持つ人が気軽に相談できるよう、相談体制を整備するとともに、健康教育の充実を図ります。

アンケート調査結果

- 現在や今後の生活で不安に思っていることとして、精神障害者では「自分の健康・治療に関すること」「経済や生活費などの金銭的なこと」と回答している人の割合が高くなっています。

施策の展開

施策	内容
精神保健福祉施策の充実	安心して生活が行えるよう精神保健・福祉サービスを主体的に選択・利用できる体制の整備を図ります。
精神疾患・精神障害に対する理解促進	市民に対して精神疾患・精神障害者に対する正しい知識の普及・啓発に努めます。
就労後の相談支援体制の強化	精神障害者の就労後の定着化に向け、相談支援体制の強化を図ります。
自立支援医療（精神通院医療）の周知	治療の継続を支援し、疾病の悪化を防ぐため、自立支援医療（精神通院医療）の周知を図ります。
心の健康づくりの推進	関係機関と連携を図りながら、心の健康づくり及び相談体制の強化に努め、精神疾患予防と早期対応を推進します。

基本目標2 社会参加と自立への支援

1. 社会参加の促進

(1) スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

スポーツやレクリエーション・文化活動は、人生をより豊かに、充実したものにします。生きがいの創造や社会参加への意欲の向上や、地域との交流の機会にもなることから、多様な活動の機会を創出していく必要があります。

本市では、生涯学習の充実、芸術文化の振興と生涯スポーツの推進に努めてきました。今後も、障害の有無にかかわらず、スポーツ・レクリエーション・文化活動を支援するとともに、障害のある人が各活動に参加しやすい環境の整備に努めます。

また、障害福祉サービスや地域生活支援事業を活用することによって、外出の際の移動を支援し、障害のある人の社会参加を促進します。

アンケート調査結果

- 地域社会への参加のために大切なこととして、「参加しやすい機会・場所・仲間」「人々の障害に対する理解」「外出を支援するサービス」の割合が高くなっています。

施策の展開

施策	内容
スポーツ・レクリエーション活動の推進	障害がある人もない人も、誰もがスポーツに親しむ機会の創出や、障害のある人が参加しやすいスポーツ・レクリエーションの機会の提供に努め、社会参加を促進します。
芸術文化活動の振興	群馬県障害者芸術文化活動支援センターと連携し、障害のある人の芸術文化活動を推進します。
生涯学習・文化活動への支援	障害のある人の学習活動に参加できるよう、学習機会の拡充に努めます。
移動支援の充実	屋外において単独での移動が困難な障害のある人に対して、外出時の移動を支援する福祉サービスを提供し、スポーツや文化活動等へ参加する機会の充実を図ります。

2. 就労支援の充実

(1) 就労・雇用の促進

障害のある人が自立した生活をしていくためには、地域でさまざまな組織が連携し、就労を支援していくことが重要です。また、その人の適性と能力に応じて就労できるように、多様な就労の場の確保と、就職後に職場に適応して継続的に働くことができる環境づくりが求められています。

そのため、地域の企業等に対して障害者雇用に対する理解と取り組みを広く働きかけるとともに、学校、企業、関係機関等との連携のもと、障害のある人本人の適性や障害の状況などに応じた一般就労ができるよう支援します。

また、今後も継続して、障害のある人の就労支援、就労後定着するまでの相談支援を充実させ、公共職業安定所（以下この章において「ハローワーク」という。）や関係機関と連携し、就労支援体制の充実を図ります。

アンケート調査結果

- 障害のある人の就労支援で必要なこととして、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が求められています。また「短時間勤務や勤務日数などの配慮」の割合も高いことから、障害の特性や体調に合わせた対応が必要となっています。

施策の展開

施策	内容
就労支援の推進	企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行う就労移行支援事業の周知を図るとともに、積極的な利用を推進します。
就労の場の確保と拡大	ハローワーク、群馬障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターと連携し、民間企業に障害者雇用の促進について理解・協力を求め、障害のある人の雇用の場の確保と拡大を図ります。
障害者試行雇用(トライアル雇用)事業の活用促進	ハローワークや福祉施設、市などが連携し、雇用のきっかけづくりのために、短期間の試行雇用（トライアル雇用）の活用を促進します。
職業紹介の充実	障害の種別や程度に応じたきめ細かい支援を行うため、ハローワーク、群馬障害者職業センター等と連携し、相談や情報提供の充実を図ります。

施 策	内 容
離職者に対する支援の充実	ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等、各種団体と連携し、必要に応じて福祉的就労の紹介等を行います。
就労後の就労定着相談体制の充実	一般就労した後に、就労が定着するようサポートする、就労定着支援サービスを活用した相談体制を充実します。 また、障害のある人及び事業主に対して、雇用の前後を通じて障害の特性を踏まえた直接的・専門的な援助を行う職場適応援助者（ジョブコーチ）の活用について働きかけます。
市職員として計画的な採用	障害者雇用促進法における地方公共団体の法定雇用率を確保します。

（２）福祉的就労における工賃向上への支援

福祉的就労の場は、日中活動の場、社会参加の場、民間企業へ就労するための訓練の場として重要な役割を果たしており、また、就労継続支援事業所の整備が進んだことにより、利用者が増加しています。

障害者就労施設で就労する人や、在宅で就業する障害ある人の経済面の自立を進めるため、平成25年4月に、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）が施行となりました。この法律では、官公庁から障害者施設等への優先的な調達を行うこととされ、福祉的就労の場での利用者の工賃向上に向けた取り組みが求められています。

本市では「安中市障害者就労施設等からの物品等の優先調達方針」に基づき、障害者就労施設等からの優先的調達に取り組んできました。今後も、優先的調達を推進していくとともに、製品等の販売を支援します。

施策の展開

施 策	内 容
障害者就労施設等からの優先調達の推進	「安中市障害者就労施設等からの物品等の優先調達方針」に基づき、障害者就労施設等と連携しながら、優先的調達に全庁的に取り組みます。
自主製品等の販売支援	障害者就労施設等で製造・生産された物品等を販売する場を提供します。

基本目標3 地域での暮らしを支援する体制づくり

1. 障害に対する理解啓発と権利擁護の推進

(1) 広報・啓発活動の推進

障害のある人が住み慣れた地域で生活するためには、地域に住む人々が障害のある人やその特性等についての正しい知識を持ち、理解することが重要です。そのためには、障害や障害のある人に対する理解を広める広報・啓発活動が不可欠であるため、引き続き、広報紙や市ホームページなどへの記事掲載や各種パンフレットの配布等を行います。

また、市内の様々な行事やイベントに際し、障害のある人と住民が交流する場となるよう、障害のある人が参加しやすい環境づくりに努めます。

アンケート調査結果

- 市民向けのアンケート調査結果では、福祉に関する情報の入手先として「県や市からの広報やお知らせ」が最も多く、次いで「テレビ・ラジオ・新聞」「インターネット（ホームページなど）」となっています。
- 障害者手帳所持者向けのアンケートでは、障害のある人への理解の深まりについて「かなり深まっている」「少しは深まっている」が37.1%で、前回（平成30年）のアンケート結果の33.1%を若干上回っています。

施策展開

施策	内容
啓発活動の推進	ノーマライゼーションの社会実現に向けて、障害のある人への理解を深めるため、広報紙やホームページ、パンフレット等の多様な広報媒体を活用して、障害や障害のある人に関する情報発信を行います。
講演会・講座等による理解の促進	各種社会教育の講座や講演会等において、障害や障害のある人の理解につながるテーマをとり上げ、市民が障害に対する理解を深める機会の確保に努めます。
行政機関と各関係機関との連携体制の強化	安中市社会福祉協議会、障害者団体、ボランティア団体との連携を強化し、障害のある人への理解を深めるための事業の支援や障害のある人が参加しやすい環境の整備に努めます。

(2) 差別の解消と合理的配慮の推進

障害のある人に対する「障がい理由とする差別」をなくし、すべての人が障害のあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重しあいながら共生できる社会をつくることを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下この章において「障害者差別解消法」という。）が、平成28年4月に施行されました。「障害者差別解消法」は令和3年に改正され、事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」について努力義務とされていたものが、令和6年4月1日から「義務化」されます。障害のある人に対する差別の解消や合理的配慮の提供への取り組みを、引き続き推進していきます。

また、本市では、障害のある人に対する職員の適切な対応を確保するため、「障害者差別解消法」に基づき「安中市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を定めています。今後も、この要領の遵守に努めます。

アンケート調査結果

- 障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことについては、「ある」「少しある」と回答した人数（222人）が、「ない」と回答した人数（206人）を上回っています。
- 差別や嫌な思いを経験した場所については、「外出先」、「学校」、「仕事場」で高くなり、教育現場や地域社会での差別の解消や合理的配慮に関する啓発や知識の普及を図ることが求められています。

施策の展開

施策	内容
障害者差別解消法の普及啓発と取り組みの推進	障害者差別解消法の適切な運用を図り、障害を理由とする差別解消に向けた普及啓発とその取り組みを推進します。
行政サービス等における配慮	職員研修の実施等により、障害のある人に関する理解の促進を図るとともに、障害のある人が適切な配慮を受けることができるよう、「安中市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を遵守し、行政サービス等における合理的な配慮に努めます。

(3) 権利擁護の推進

判断能力やコミュニケーション能力に障害がある場合、財産管理や生活上のさまざまな権利侵害を受けることが想定されるため、権利や財産などを守る取り組みが必要です。このような障害のある人等の財産や権利を守るための制度として、「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」がありますが、これらの関連制度についての認知度はまだまだ低く、利用者も少ない状況にあります。

本市では、成年後見制度の利用促進及び円滑な制度利用のための支援を行う「安中市権利擁護センター（安中市社会福祉協議会に委託）」を設置しています。親亡き後の地域生活において、権利擁護及び財産管理支援は必要不可欠です。今後、高齢化の進行とともに障害のある人の一人暮らしがさらに増加していくことが見込まれ、また、障害のある人の地域生活への移行が進むことも見据えて、安中市権利擁護センターとの連携を強化し、権利擁護にかかわる制度を広く周知するとともに、利用促進、利用のための支援に取り組みます。

アンケート調査結果

- 成年後見制度について、「名前も内容も知っている」は20.6%、「名前は知っているが内容は知らない」は32.1%、「名前も内容も知らない」は28.8%となっています。
- 「名前は知っているが内容は知らない」、「名前も内容も知らない」の回答が多く、周知への取り組みが必要です

施策の展開

施策	内容
日常生活自立支援事業の周知と利用促進	障害のある人の権利を守るため、安中市社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業の周知に努め、利用の促進を図ります。
成年後見制度の周知と利用支援	成年後見制度の利用が必要な障害のある人に対し、安中市権利擁護センターとの連携を図り、制度の周知及び利用の促進に努めます。

(4) 虐待防止対策の推進

虐待を防ぎ、障害のある人の尊厳を守ることを目的として、平成24年10月1日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されました。このような社会的な動きにも表れているように障害者虐待の防止策の検討、支援体制の整備に取り組んでいく必要があります。

本市では、福祉課内に「安中市障害者虐待防止センター」を設置し、関係機関と連携を図っています。引き続き、関係機関との連携を図り、虐待防止策の検討や早期発見の体制強化、障害のある人の保護とサポート体制の強化に積極的に取り組んでいきます。また、その後のサポート及び養護者へのサポートを行います。

アンケート調査結果

- 今後、特に重要だと思う福祉施策として「差別の解消や権利擁護の推進（障害を理由とする差別の解消の推進、障害者虐待の防止）」と回答した人は、知的障害者26.2%、身体障害者23.2%、精神障害者19.7%となっています。

施策の展開

施策	内容
虐待防止の啓発の推進	障害者虐待防止法の趣旨等について、広報紙やホームページなどにより、広く周知を図ります。
障害者虐待防止のためのネットワーク強化の推進	障害のある人への虐待に対して、関係機関にて日頃からネットワーク体制や緊急時の連絡体制を整備等について協議し、地域における障害者虐待防止ネットワークの強化を推進します。
障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援	「障害者虐待防止センター」が中心となり、自立支援協議会や関係機関と連携し、障害のある人に対する虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の支援を行います。
障害者虐待一時保護事業	養護者による虐待を受け、生命または身体に重大な危険が生じる恐れのある場合、障害のある人の一時保護を行います。

(5) 福祉教育の充実とボランティアの活動の支援

幼い頃からの福祉教育や、障害のある人との交流活動を推進することが、子どもの豊かな人間性を育成する上で大きな意義があるものであり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ重要な機会であると考えられています。

これまで、学校教育の場において、児童・生徒が自らも社会の一員であることを自覚し、よりよい社会づくりに参画する意欲を高めるための福祉教育を推進してきました。平成28年4月には「障害者差別解消法」が施行され、児童・生徒の多様性を尊重した「インクルーシブ教育」の実現のため、特別支援教育への理解を深めることが求められています。今後も、このような動きに対応した福祉教育を推進していきます。

また、障害のある人との交流を通じてコミュニケーションを図ることにより、互いに理解し合うことが大切であるため、障害のある人もない人も地域で気軽に交流できるような場づくりを進めます。

さらに、ボランティア活動は、障害のある人が地域で生活をしていく上で重要な役割を担っていると同時に、市民が障害に対して理解を深める機会となっているため、安中市社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動を支援します。

アンケート調査結果

- 障害のある人に対する市民の理解を深めるために必要なことは、障害者手帳所持者向けのアンケート調査結果では、「障害や障害者問題に関する広報・啓発活動の推進」、「学校などにおける人権教育の充実」、「障害への理解を深めるために活動する市民団体などへの支援」が多くなっています。また、市民向けのアンケート調査結果では、「障害のある人の自立を支援し積極的な社会参加を促進する」、「学校のカリキュラムの中で、福祉教育を行う」、「障害のある人と接する機会を日頃から多くもつ」が多くなっています。

施策の展開

施策	内容
福祉教育の推進	学校教育の場において、児童・生徒の発達段階に応じ、福祉についての理解を深める指導を行うとともに、児童・生徒の多様性を尊重し、互いに活動する場・学べる場をつくり、互いに認め合い、助け合い、支え合う心を育むことで、豊かな人間性を育成します。
福祉に関する啓発や福祉活動の推進	安中市社会福祉協議会と連携し、福祉に対する理解を促進するため、福祉活動を推進します。
イベント・教養講座等における交流支援	イベント・教養講座等を開催する際に障害のある人とそうでない人の交流が図れるよう支援します。

2. 安心して暮らせるまちづくりの推進

(1) 防災・防犯体制の整備

要配慮者と言われる高齢者や障害のある人等は、災害時には特別な支援が必要となります。地域の基本的な防災対策はもちろん、要配慮者の視点での対策も緊急の課題です。

本市では、「安中市地域防災計画」内の「要配慮者支援計画」に基づき、災害時に支援を要する要配慮者を避難行動要支援者として、本人の申請に基づき、避難行動要支援者名簿に登録しています。今後は、避難行動要支援者の個別避難計画の作成を進め、地域と連携した避難体制の構築を図ります。

さらに、防犯対策や消費者被害の防止も含め、障害のある人が地域社会において、安全に安心して生活することができるよう、防災・防犯対策の推進に努めます。

アンケート調査結果

- 災害時に特に困ることについては、「投薬や治療が受けられない」、「生活環境が不安」「避難場所の設備（トイレなど）が不安」の割合が高くなっています。身体障害者と知的障害者では「安全なところまで、避難することができない」の割合も高くなっています。

施策の展開

施策	内容
防犯・防災などの安全確保対策の推進	障害のある人の安全を確保するため、関係機関・団体や近隣住民を含めた支援体制の確保に努めます。
災害時の避難支援の体制整備	障害のある人に配慮した避難所、避難路の整備、個別避難計画の作成を推進します。 避難所において、障害のある人等が周囲から支援を受けやすくなるため、各避難所に配備した災害時要配慮者支援用バンダナを活用します。
消費者被害対策の啓発・推進	悪質な訪問販売等の被害に遭わないよう、消費生活に関する情報を提供し、消費生活相談等の体制の充実を図ります。

(2) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

障害のある人が地域で生活するには、居住環境の改善や外出しやすい生活環境の整備が必要です。住宅をはじめ、道路や商業施設、病院など地域の各種施設が障害のある人にとって利用しやすく、安心して暮らせるまちづくりが求められています。

本市では、公共・公益施設をユニバーサルデザインの視点に立ち、まちのバリアフリー化を進めてきました。今後も継続して、公共・公益施設のバリアフリー化を積極的に推進していきます。

また、令和4年5月、障害のある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的とした「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されました。障害が原因で通信及び情報の活用が十分にできないことのないよう、全ての障害のある人に必要な情報がよりの確に伝わるよう、情報媒体や提供方法、体制などの充実を図ります。

アンケート調査結果

- 外出時に困ることや不便に思うこととして、身体障害者は「トイレ」、「道路の段差」、「建物・駅などの階段」など、外出に対する不安があることがうかがえるため、公共施設の整備をはじめ、市民が障害に対する理解を深め、地域全体で支えていく体制づくりが求められています。

施策の展開

施策	内容
ユニバーサルデザインに基づくバリアフリー化の推進	誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインの考え方に基づくバリアフリー化を推進します。
公共施設等の改善整備	障害のある人や高齢者等が利用しやすい公共施設の改善・整備に努めます。
情報のバリアフリー	障害のある人がさまざまな機会や場を通じて、各種制度や障害福祉サービスなどの情報を入手できるよう、相談支援事業者や各関係機関との情報の共有化を図ります。 また、市及び関係機関のホームページのウェブアクセシビリティを確保するとともに、障害のある人やその家族がいつでも簡単に情報を得ることができるようホームページからの情報発信に努めます。
意思疎通支援の確保及び充実	視覚障害・聴覚障害などにより、情報の入手が難しいという課題に対応するため、点字、音声、手話などによる情報提供の充実を図ります。

第5章

障害福祉計画・障害児福祉計画

第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画

1. 成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から国の基本指針では、令和8年度末における地域生活へ移行する人の数値目標を設定することとしています。

【国の成果目標】

- ・令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行
- ・令和8年度末時点での施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減

【本市の考え方】

令和4年度末時点の入所者59人のうち4人が、令和8年度末までに地域生活へ移行することを目標とします。また、入所者の削減については、3人削減することを目標とします。

項目	数値
令和4年度末時点の施設入所者数	59人
令和8年度末時点の施設入所者数	56人
【目標①】	4人
令和8年度末までに福祉施設入所から地域生活へ移行する人の数	6.78%移行
【目標②】	3人
令和8年度末時点での福祉施設入所者の削減見込数	5.08%削減

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、国の基本指針では、市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数、保健・医療・福祉・介護・当事者及び家族等の関係者の参加者数、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込について設定することとしています。

【国の成果目標】

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とする。
- ・精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を削減する。
- ・精神病床における早期退院率を入院後3ヵ月時点の退院率を68.9%以上とする。
- ・精神病床における早期退院率を入院後6ヵ月時点の退院率を84.5%以上とする。
- ・精神病床における早期退院率を入院後1年時点の退院率を91.0%以上とする。

【本市の考え方】

国の成果目標に基づき、精神障害者が安心して自分らしく暮らすことができるよう、安中市自立支援協議会と連携し、障害福祉、医療、介護、住まい等が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を図ります。

項目	数 値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【目標①】 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	2回
【目標②】 保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	10人	10人	10人
【目標③】 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回	0回	1回
【目標④】 精神障害者の地域移行支援の利用者数	2人	2人	2人
【目標⑤】 精神障害者の地域定着支援の利用者数	1人	1人	1人
【目標⑥】 精神障害者の共同生活援助の利用者数	54人	55人	56人
【目標⑦】 精神障害者の自立生活援助の利用者数	0人	0人	1人
【目標⑧】 精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	1人	2人	2人

(3) 地域生活支援の充実

障害のある人の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、地域生活支援拠点を整備するとともにその機能の充実を図り、また、強度行動障害を有する人の支援については、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることとしています。

【国の成果目標】

- ・令和8年度末までに、各市町村において、地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む）するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う。
- ・強度行動障害を有する障害者に関し、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。

【本市の考え方】

本市では、令和3年度に地域生活支援拠点を設置しました。今後も基幹相談支援センター及び相談支援事業所との連携を取りながら、コーディネーターの配置、年1回以上運営状況を検証及び検討を行いその機能の充実を図ります。また、強度行動障害を有する人の状況や支援ニーズを把握し、地域における支援体制の整備を進めます。

項 目	数 値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【目標①】 地域生活支援拠点等の設置箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
【目標②】 コーディネーターの配置数	0人	1人	1人
【目標③】 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた、1年間の検証及び検討回数	1回	1回	1回
【目標④】 強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実	無	無	有

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行等について、国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等及び就労を通じて、令和8年度中に一般就労へ移行及びその定着する人の目標値を設定することとしています。

【国の成果目標】

- ・令和8年度中に就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上にする。
- ・令和8年度中に就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者を令和3年度の移行実績の1.31倍以上とする。
- ・令和8年度中に就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者を令和3年度の移行実績の概ね1.29倍以上とする。
- ・令和8年度中に就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者を令和3年度の移行実績の1.28倍以上とする。
- ・就労移行支援事業所のうち、令和8年度の就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合が5割以上とする。
- ・令和8年度の就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とする。
- ・就労定着支援事業所のうち、令和8年度の就労定着支援事業利用終了後の一定期間における就労定着率（※）が7割以上となる事業所が2割5分以上とする。

※就労定着実績体制加算：前年度末から過去6年間に就労定着支援の利用を修了した者に占める一般就労への移行先での雇用継続期間が前年度において3年6か月以上6年6か月未満に該当した者の割合が7割以上であることを要件としている

【本市の考え方】

令和8年度中に10人が就労移行支援事業所等を通じて、一般就労することを目標とします。また、令和8年度中の就労移行支援事業の一般就労への移行者を4人、就労継続支援A型事業の一般就労への移行者を2人、就労継続支援B型事業の一般就労への移行者を4人、就労定着支援事業利用者数を3人とします。就労定着支援事業所のうち、また、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合が5割以上とし、就労定着支援事業所のうち、就労定着支援事業利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる事業所が2割5分以上とします。

項目	数値
【実績①】 令和3年度において就労移行支援事業等を通じて一般就労した人の数	5人
【実績②】 令和3年度の就労移行支援事業の一般就労への移行者数	2人
【実績③】 令和3年度の就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数	1人
【実績④】 令和3年度の就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数	2人
【実績⑤】 令和3年度の就労定着支援事業の利用者数	2人
【目標①－1】 令和8年度において就労移行支援事業等を通じて一般就労する人の数	10人 2倍
【目標①－2】 令和8年度中に就労移行支援事業を通じて一般就労する人の数	4人 2倍
【目標①－3】 令和8年度中に就労継続支援A型事業を通じて一般就労する人の数	2人 2倍
【目標①－4】 令和8年度中に就労継続支援B型事業を通じて一般就労する人の数	4人 2倍
【目標②】 就労移行支援事業所のうち令和8年度の就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	5割
【目標③】 令和8年度の就労定着支援事業の利用者数	3人 1.5倍
【目標④】 令和8年度の就労定着支援事業利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる事業所の割合	2.5割

(5) 障害児支援の提供体制の整備

障害児支援の提供体制の整備について、国の基本指針では、令和8年度末までに各市町村において、児童発達支援センターを少なくとも1箇所以上設置をすること、障害のある児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築すること、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保をすることとしています。また、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することとしています。

【国の成果目標】

- ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村（又は圏域）に少なくとも1箇所以上設置する。
- ・児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、すべての市町村において障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。
- ・令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村（又は圏域）に少なくとも1箇所以上確保する。
- ・令和8年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

【本市の考え方】

児童発達支援センターは、市内に1箇所設置となっています。重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所については、圏域内では整備されていますが市内での設置がないため、それぞれ1箇所の設置を目標とします。

また、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設け、関係機関の連携強化に努めるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

○参考 圏域内の障害児支援事業所の状況

サービス名	事業所数
児童発達支援センター	5箇所（うち市内1箇所）
保育所等訪問支援	6箇所（うち市内1箇所）
重心対応児童発達支援	9箇所
重心対応放課後等デイサービス	13箇所

項目	数値
【目標①】 令和8年度末時点の児童発達支援センターの設置数	1箇所
【目標②】 障害児の地域参加への参加・包容（インクルージョン）を推進するための体制の構築	有
【目標③—1】 令和8年度末時点の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1箇所
【目標③—2】 令和8年度末時点の主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	1箇所
【目標④—1】 令和8年度末時点の、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための協議の場の設置	1箇所
【目標④—2】 令和8年度末時点の、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	1人

（6）相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等について、国の基本指針では、令和8年度末までに、各市町村において基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保すること、また、協議会における相談支援事業所の参画による個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善を行う取組と、そのために必要な体制を確保することを基本としています。

【国の成果目標】

- ・令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置する。

【本市の考え方】

令和3年度に設置となった基幹相談支援センターを中心として、地域の相談支援体制の強化を図るとともに、基幹相談支援センターによる市内相談支援事業者に対する専門的な指導・助言や人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化に取り組みます。また、地域づくりに向けた自立支援協議会の機能の強化に努めます。

項目	数 値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【目標①】 基幹相談支援センターの設置	有	有	有
【目標②】 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数	8件	8件	8件
【目標③】 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する人材育成の件数	10件	11件	12件
【目標④】 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組実施の回数	6回	6回	7回
【目標⑤】 基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	4回	5回	6回
【目標⑥】 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1人	1人	1人
【目標⑦】 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善を行う取組	無	有	有

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築について、国の基本指針では、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項（障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果及び指導監査結果の共有）を実施する体制を構築することを基本としています。

【国の成果目標】

- ・ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。

【本市の考え方】

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築を図るため、都道府県等が実施する研修への参加、障害者自立支援審査支払等システム等による

審査結果の分析とその結果を活用して事業所等と共有する体制、及び指導監査結果を関係市町村と共有する体制を整備します。

項目	数 値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【目標①】 障害福祉サービスに係る研修への市職員の参加人数	10人	10人	10人
【目標②】 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有体制の有無及び共有回数	無	有	有
	0回	1回	1回
【目標③】 指導監査結果の関係市町村との共有体制の有無及び共有回数	無	無	有
	0回	0回	1回

2. 障害福祉サービス等の利用実績と見込量

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、障害のある人が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むにあたっての重要なサービスとなります。

施設入所者の地域生活への移行や精神障害者の地域生活への移行を進める上で、また、介護する人の高齢化等により在宅生活を支える訪問系サービスの提供は不可欠となるため、サービス提供体制の充実を図り、見込み量の確保に努めます。

サービス名	内容
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談、助言及びその他生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的・精神障害により、行動上著しい困難を有する常時介護を必要とする人に、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談や助言、その他の生活全般にわたる支援や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しく困難を有する人が外出をする際に同行し、移動に必要な情報の提供をするとともに、移動の援護、その他外出の際に必要な援助を行います。
行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しく困難を有し、常時介護を必要とする人が行動する際に生じ得る危険を回避するために、必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障害のある人等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺、寝たきりの状態又は知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難がある人に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練及び就労移行支援等を包括的にを行います。

【第6期見込量、実績値、計画対比】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	見込量	利用者数(人/月)	92	93	94
		利用量(時間/月)	1,040	1,051	1,062
	実績値	利用者数(人/月)	86	89	86
		利用量(時間/月)	867	964	1,113
	計画対比	利用者数	93.5%	95.7%	91.5%
		利用量	83.4%	91.7%	104.8%

※令和3年度、令和4年度は年度末、令和5年度は7月の実績値

【第7期見込量】

項目		第7期計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用者数(人/月)	60	61	62
	利用量(時間/月)	534	543	552
重度訪問介護	利用者数(人/月)	1	1	1
	利用量(時間/月)	410	410	410
同行援護	利用者数(人/月)	10	10	10
	利用量(時間/月)	104	104	104
行動援護	利用者数(人/月)	19	20	21
	利用量(時間/月)	255	268	281
重度障害者等包括支援	利用者数(人/月)	0	0	0
	利用量(時間/月)	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、療養介護及び短期入所（福祉型・医療型）等があり日中にサービスを利用するものです。

障害のある人が望む地域生活を実現するにあたっては、生活に必要な訓練や就労支援を受ける必要性があることから、今後も積極的にサービスの提供を図るとともに、見込み量の確保に努めます。

① 生活介護

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産的活動の機会を提供します。

【第6期見込量、実績値、計画対比】

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
生活介護	見込量	利用者数(人/月)	160	160	161
		利用量(人日/月)	3,200	3,200	3,220
	実績値	利用者数(人/月)	140	147	149
		利用量(人日/月)	2,913	3,030	2,906
	計画対比	利用者数	87.5%	91.9%	92.5%
		利用量	91.0%	94.7%	90.2%

※令和3年度、令和4年度は年度末、令和5年度は7月の実績値

【第7期見込量】

区分		第7期計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用者数(人/月)	151	152	153
	利用量(人日/月)	2,945	2,964	2,984
うち強度行動障害を有する者	利用者数(人/月)	15	15	15
うち高次脳機能障害を有する者	利用者数(人/月)	0	1	1
うち医療的ケアを有する者	利用者数(人/月)	1	1	2

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

サービス名	内 容
自立訓練 （機能訓練）	身体障害者又は難病等対象者に対し、地域生活を営むことができるよう、支援計画に基づき、身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練を行います。
自立訓練 （生活訓練）	知的障害又は精神障害者に対し、地域生活を営むことができるよう、支援計画に基づき、日常生活能力の向上に必要な訓練を行います。

【第6期見込量、実績値、計面对比】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
自立訓練 （機能訓練）	見込量	利用者数(人/月)	1	1	1
		利用量(人日/月)	21	21	21
	実績値	利用者数(人/月)	0	0	0
		利用量(人日/月)	0	0	0
	計面对比	利用者数	0.0%	0.0%	0.0%
		利用量	0.0%	0.0%	0.0%
自立訓練 （生活訓練）	見込量	利用者数(人/月)	6	7	7
		利用量(人日/月)	90	105	105
	実績値	利用者数(人/月)	2	1	2
		利用量(人日/月)	19	22	45
	計面对比	利用者数	33.3%	14.3%	28.6%
		利用量	21.1%	21.0%	42.9%

※令和3年度、令和4年度は年度末、令和5年度は7月の実績値

【第7期見込量】

区 分		第7期計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 （機能訓練）	利用者数(人/月)	1	1	1
	利用量(人日/月)	21	21	21
自立訓練 （生活訓練）	利用者数(人/月)	3	3	4
	利用量(人日/月)	68	68	90

③ 就労移行支援

サービス名	内容
就労移行支援	就労を希望する人に、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

【第6期見込量、実績値、計画対比】

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
就労移行支援	見込量	利用者数(人/月)	20	22	23
		利用量(人日/月)	340	374	391
	実績値	利用者数(人/月)	13	12	7
		利用量(人日/月)	205	202	104
	計画対比	利用者数	65.0%	54.5%	30.4%
		利用量	60.3%	54.0%	26.6%

※令和3年度、令和4年度は年度末、令和5年度は7月の実績値

【第7期見込量】

区分		第7期計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	利用者数(人/月)	12	14	15
	利用量(人日/月)	178	207	222

④ 就労継続支援（A型・B型）

サービス名	内 容
就労継続支援 A型（雇用型）	民間企業での就労が困難な人に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力の向上を図る等の訓練を行います。
就労継続支援 B型（非雇用型）	民間企業での就労が困難な人に対し、一定の賃金水準のもとで就労や生産活動の機会を提供し、知識や能力の維持向上を図る等の訓練を行います。

【第6期見込量、実績値、計画対比】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
就労継続支援 A型 (雇用型)	見 込 量	利用者数(人/月)	24	25	26
		利用量(人日/月)	480	500	624
	実 績 値	利用者数(人/月)	32	36	39
		利用量(人日/月)	674	751	796
	計 画 対 比	利用者数	133.3%	144.0%	156.0%
		利用量	140.4%	150.2%	124.0%
就労継続支援 B型 (非雇用型)	見 込 量	利用者数(人/月)	125	127	129
		利用量(人日/月)	2,125	2,159	2,193
	実 績 値	利用者数(人/月)	129	131	135
		利用量(人日/月)	2,193	2,369	2,214
	計 画 対 比	利用者数	103.2%	103.1%	104.7%
		利用量	103.2%	109.7%	101.0%

※令和3年度、令和4年度は年度末、令和5年度は7月の実績値

【第7期見込量】

区 分		第7期計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援A型 (雇用型)	利用者数(人/月)	40	41	43
	利用量(人日/月)	816	836	877
就労継続支援B型 (非雇用型)	利用者数(人/月)	135	137	138
	利用量(人日/月)	2,214	2,247	2,263

⑤ 就労定着支援

サービス名	内 容
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害のある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

【第6期見込量、実績値、計画対比】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	見 込 量	利用者数(人/月) 5	6	7
	実 績 値	利用者数(人/月) 3	4	7
	計 画 対 比	利用者数 60.0%	66.7%	100.0%

※令和3年度、令和4年度は年度末、令和5年度は7月の実績値

【第7期見込量】

区 分		第7期計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	利用者数(人/月)	6	7	8

⑥ 療養介護

サービス名	内 容
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

【第6期見込量、実績値、計画対比】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	見込量 利用者数(人/月)	11	11	11
	実績値 利用者数(人/月)	10	9	9
	計画対比 利用者数	90.9%	81.8%	81.8%

※令和3年度、令和4年度は年度末、令和5年度は7月の実績値

【第7期見込量】

区 分		第7期計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	利用者数(人/月)	10	10	10

⑦ 短期入所（福祉型・医療型）

サービス名	内 容
短期入所 （福祉型・医療型）	自宅で介護する方が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【第6期見込量、実績値、計画対比】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所 （福祉型）	見込量	利用者数(人/月)	38	38
		利用量(人日/月)	194	194
	実績値	利用者数(人/月)	24	28
		利用量(人日/月)	130	159
	計画対比	利用者数	63.2%	73.7%
		利用量	67.0%	82.0%
短期入所 （医療型）	見込量	利用者数(人/月)	2	2
		利用量(人日/月)	10	10
	実績値	利用者数(人/月)	1	3
		利用量(人日/月)	10	14
	計画対比	利用者数	50.0%	150.0%
		利用量	100.0%	140.0%

※令和3年度、令和4年度は年度末、令和5年度は7月の実績

【第7期見込量】

区 分		第7期計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所（福祉型）	利用者数 （人/月）	32	34	36
	利用量 （人日/月）	182	194	205
うち強度行動障害を有する者	利用者数 （人/月）	1	1	1
うち高次脳機能障害を有する者	利用者数 （人/月）	0	0	0
医療的ケアを必要とする者	利用者数 （人/月）	0	0	0
短期入所（医療型）	利用者数 （人/月）	5	6	7
	利用量 （人日/月）	25	30	35
うち強度行動障害を有する者	利用者数 （人/月）	0	0	0
うち高次脳機能障害を有する者	利用者数 （人/月）	0	0	0
医療的ケアを必要とする者	利用者数 （人/月）	1	1	2

(3) 居住系サービス

共同生活援助は、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、少人数の共同生活の下、日常生活の援助等を行い、安心して生活できる場を提供するものです。福祉施設に入所している人の地域での生活への移行をすすめることや、地域の生活の場としての期待が高まっています。さらに、福祉施設入所者数については、国の地域生活移行の方針を踏まえ、削減を図らなければならないことから、見込み量の確保に努めます。

また、施設やグループホームを退所した障害のある人が安心して地域で生活する上での生活力や理解力を補うため、自立生活援助の見込み量の確保に努めます。

① 自立生活援助

サービス名	内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害のある人で一人暮らしを希望する人等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うことのほか、定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応を行います。

【第6期見込量、実績値、計画対比】

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	見込量 利用者数(人/月)	0	0	1
	実績値 利用者数(人/月)	0	0	0
	計画対比 利用者数	0.0%	0.0%	0.0%

※令和3年度、令和4年度は年度末、令和5年度は7月の実績値

【第7期見込量】

区分		第7期計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数(人/月)	0	1	1

② 共同生活援助（グループホーム）

サービス名	内 容
共同生活援助 （グループ ホーム）	<p>夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている人には障害福祉サービスも提供します。</p> <p>さらに、入居者間の交流を保ちながら一人で暮らしたいというニーズに応えるために、サテライト型住居があります。</p>

【第6期見込量、実績値、計画対比】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
共同生活援助 （グループ ホーム）	見 込 量	利用者数(人/月)	132	137	141
	実 績 値	利用者数(人/月)	144	142	139
	計 画 対 比	利用者数	109.1%	103.6%	98.6%

※令和3年度、令和4年度は年度末、令和5年度は7月の実績値

【第7期見込量】

区 分		第7期計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 （グループホーム）	利用者数 （人/月）	143	147	149
	うち強度行動障害を有する者 利用者数 （人/月）	2	2	3
	うち高次脳機能障害を有する者 利用者数 （人/月）	0	1	1
	医療的ケアを必要とする者 利用者数 （人/月）	0	0	0

③ 施設入所支援

サービス名	内容
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【第6期見込量、実績値、計画対比】

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	見込量 利用者数(人/月)	73	71	69
	実績値 利用者数(人/月)	59	59	60
	計画対比 利用者数	80.8%	83.1%	87.0%

※令和3年度、令和4年度は年度末、令和5年度は7月の実績値

【第7期見込量】

区分		第7期計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	利用者数(人/月)	58	57	56

④ 宿泊型自立訓練

サービス名	内 容
宿泊型自立訓練	地域で自立した生活をめざしている人に、一定期間居住の場を提供し、食事や家事など自立生活に必要な訓練を実施します。

【第6期見込量、実績値、計画対比】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
宿泊型自立訓練	見込量 利用者数(人/月)	3	4	4
	実績値 利用者数(人/月)	1	1	1
	計画対比 利用者数	33.3%	25.0%	25.0%

※令和3年度、令和4年度は年度末、令和5年度は7月の実績値

【第7期見込量】

区 分		第7期計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
宿泊型自立訓練	利用者数(人/月)	1	1	1

(4) 計画相談支援・地域相談支援

計画相談支援・地域相談支援は、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、サービス等利用計画作成やモニタリングなど、個々に応じたケアマネジメントを各関係機関と連携しながら支援するものです。相談支援事業者との連携強化による質の向上など、相談支援体制の整備に努めます。

サービス名	内 容
計画相談支援	相談支援専門員が、障害福祉サービスの支給決定前にサービス等利用計画案を作成。支給決定後にサービスの利用に向けた連絡調整、利用計画（プログラム）の作成等を行います。
地域移行支援	相談支援専門員が、住居の確保等、地域生活へ移行するための相談や、障害福祉サービス事業所への同行支援等を行います（利用者ごとに6ヶ月以内の利用期間が設定されます）。
地域定着支援	相談支援専門員が、連絡体制を確保して、緊急事態が起きたとき等に緊急訪問や緊急対応等を行います（利用者ごとに1年以内の利用期間が設定されます）。

【第6期見込量、実績値、計画対比】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	見込量 利用者数(人/月)	90	90	90
	実績値 利用者数(人/月)	87	98	90
	計画対比 利用者数	96.7%	108.9%	100.0%
地域移行支援	見込量 利用者数(人/月)	2	2	2
	実績値 利用者数(人/月)	0	0	0
	計画対比 利用者数	0.0%	0.0%	0.0%
地域定着支援	見込量 利用者数(人/月)	3	3	3
	実績値 利用者数(人/月)	2	2	2
	計画対比 利用者数	66.7%	66.7%	66.7%

※令和3年度、令和4年度は年度末、令和5年度は7月の実績値

【第7期見込量】

区 分		第7期計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	(実) 利用者数(人/月)	101	101	101
地域移行支援	(実) 利用者数(人/月)	2	2	3
地域定着支援	(実) 利用者数(人/月)	2	2	2

(5) 障害児支援

障害児支援は、障害のある児童が自立した生活を実現させるため、身近な地域でそれぞれの障害特性に応じた専門的な支援をするものです。

障害のある児童の自立した生活の実現のため、保健・保育・教育・医療・就労支援等の関係機関が連携し、障害の早期発見・早期療育を図るとともに、ライフステージに応じた一貫した支援体制の整備に努めます。

① 児童発達支援

サービス名	内 容
児童発達支援	地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。

【第2期見込量、実績値、計画対比】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
児童発達支援	見込量	利用者数(人/月)	28	30	34
		利用量(時間/月)	224	240	272
	実績値	利用者数(人/月)	40	37	35
		利用量(時間/月)	387	356	277
	計画対比	利用者数	142.9%	123.3%	102.9%
		利用量	172.8%	148.3%	101.8%

※令和3年度、令和4年度は年度末、令和5年度は7月の実績値

【第3期見込量】

区 分		第3期計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用児童数(人/月)	33	29	29
	利用量(人日/月)	261	229	229

② 放課後等デイサービス

サービス名	内 容
放課後等 デイサービス	就学中の障害のある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害のある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所を確保します。

【第2期見込量、実績値、計画対比】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
放課後等 デイサービス	見 込 量	利用者数(人/月)	88	88	90
		利用量(人日/月)	1,056	1,056	1,080
	実 績 値	利用者数(人/月)	70	81	90
		利用量(人日/月)	1,060	1,238	1,305
	計 画 対 比	利用者数	79.5%	92.0%	100.0%
		利用量	100.4%	117.2%	120.8%

※令和3年度、令和4年度は年度末、令和5年度は7月の実績値

【第3期見込量】

区 分		第3期計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等 デイサービス	利用児童数(人/月)	99	100	106
	利用量(人日/月)	1,436	1,450	1,537

③ 保育所等訪問支援

サービス名	内 容
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害のある児童、又は今後利用する予定の障害のある児童が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、「保育所等訪問支援」を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進します。

【第2期見込量、実績値、計画対比】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
保育所等訪問支援	見込量	利用者数(人/月)	10	10	10
		利用量(人日/月)	10	10	10
	実績値	利用者数(人/月)	1	3	4
		利用量(人日/月)	1	3	4
	計画対比	利用者数	10.0%	30.0%	40.0%
		利用量	10.0%	30.0%	40.0%

※令和3年度、令和4年度は年度末、令和5年度は7月の実績値

【第3期見込量】

区 分		第3期計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	利用児童数(人/月)	5	5	4
	利用量(人日/月)	5	5	4

④ 居宅訪問型児童発達支援

サービス名	内 容
居宅訪問型 児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害のある児童等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に対し、その居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与その他必要な支援を行います。

【第2期見込量、実績値、計画対比】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
居宅訪問型 児童発達支援	見 込 量	利用者数(人/月)	1	1	1
		利用量(人日/月)	10	10	10
	実 績 値	利用者数(人/月)	0	0	0
		利用量(人日/月)	0	0	0
	計 画 対 比	利用者数	0.0%	0.0%	0.0%
		利用量	0.0%	0.0%	0.0%

※令和3年度、令和4年度は年度末、令和5年度は7月の実績値

【第3期見込量】

区 分		第3期計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型 児童発達支援	利用児童数 (人/月)	0	0	0
	利用量 (人日/月)	0	0	0

※市内及び近隣市町村にサービス提供できる事業所がなく（県内は東毛地域に1事業所あるのみ）、現状として利用に関する相談もないため、今期の計画では利用を見込まないこととします。

⑤ 障害児入所支援（福祉型・医療型）

サービス名	内 容
福祉型 障害児入所支援	児童の保護、日常生活の指導及び独立生活に必要な知識技能の付与を行います。
医療型 障害児入所支援	児童の保護、日常生活の指導、独立生活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。

※医療型は、入所等する障害のある児童のうち知的障害児、肢体不自由児、重症心身障害児が対象となります。

【第2期見込量、実績値、計画対比】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉型児童 入所支援	見込量 利用児童数 (人/月)	1	1	1
	実績値 利用児童数 (人/月)	1	1	1
	計画対比 利用児童数	100.0%	100.0%	100.0%
医療型児童 入所支援	見込量 利用児童数 (人/月)	1	1	1
	実績値 利用児童数 (人/月)	0	0	0
	計画対比 利用児童数	0.0%	0.0%	0.0%

※令和3年度、令和4年度は年度末、令和5年度は7月の実績値

【第3期見込量】

区 分		第3期計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉型 児童入所支援	利用児童数 (人/月)	1	1	1
医療型 児童入所支援	利用児童数 (人/月)	1	1	1

⑥ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

サービス名	内容
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設ける中で、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員を配置します。

【第2期見込量、実績値、計画対比】

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	見込量 利用者数(人/月)	1	1	2
	実績値 利用者数(人/月)	1	0	0

※令和3年度、令和4年度は年度末、令和5年度は7月の実績値

【第3期見込量】

区分		第3期計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	コーディネーターの人数	1	1	1

⑦ 障害児相談支援

サービス名	内 容
障害児相談支援	障害福祉サービス等の利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害のある児童の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

【第2期見込量、実績値、計画対比】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
障害児 相談支援	見 込 量	利用者数(人/月)	38	39	40
	実 績 値	利用者数(人/月)	28	33	18
	計 画 対 比	利用者数	73.7%	84.6%	45.0%

※令和3年度、令和4年度は年度末、令和5年度は7月の実績値

【第3期見込量】

区 分		第3期計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	利用児童数 (人/月)	34	33	34

3. 地域生活支援事業の利用実績と見込量

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対し、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行い、共生社会の実現を図る事業です。障害に対する理解や関心が多くの市民に深まるよう事業を検討していきます。

【第6期見込、実績】

区 分			令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	見込	実施の有無	無	無	有
	実績		無	無	無

【第7期見込】

区 分		第7期計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	有

(2) 自発的活動支援事業

障害のある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）の支援を行う事業です。

【第6期見込、実績】

区 分			令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	見込	実施の有無	無	無	有
	実績		無	無	無

【第7期見込】

区 分		第7期計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	有

(3) 相談支援事業

障害のある人やその家族などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のための援助を行い、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする事業です。基幹相談支援センターに専門的職員を配置し、相談支援機能の強化を図ります。

事業名	内 容
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、身体障害者・知的障害者・精神障害者に対応した総合的な相談業務や各相談支援事業所との連絡調整を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援機能を強化するため、一般的な相談支援機能に加え、専門的職員を配置し、困難ケース等の対応を行います。

【第6期見込、実績】

区 分			令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	見込量	実施(箇所)	1	1	1
	実績値		0	0	0
基幹相談支援センター	見込量	実施の有無	有	有	有
	実績値		有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	見込量	実施の有無	無	無	有
	実績値		有	有	有
住居入居等支援事業	見込量	実施の有無	無	無	無
	実績値		無	無	無

【第7期見込】

区 分		第7期計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	実施（箇所）	0	0	1
基幹相談支援センター	実施の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障害ある人の権利擁護を図ることを目的とする事業です。

本市においては、親族がいない等により本人による制度の申し立てが困難な方に、市が代わって審判の申し立てを行います。また、費用の補助を受けなければ制度の利用が困難な方に、申し立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用等）及び被後見人等の報酬の全部又は一部を助成いたします。

親亡き後問題など増大する権利擁護・成年後見ニーズへの対応も視野に入れ、成年後見制度や権利擁護の情報提供と制度周知に努め、成年後見制度利用支援事業の利用促進を図ります。

【第6期見込量、実績値、計画対比】

区 分			令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度 利用支援事業	見込量	実利用者数 (人/月)	1	1	1
	実績値	実利用者数 (人/月)	0	0	0
	計画対比	利用者数	0.0%	0.0%	0.0%

【第7期見込量】

区 分		第7期計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	実利用人数 (人/月)	1	1	1

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある人の権利擁護を図ることを目的とする事業です。

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築に努めます。

【第6期見込量、実績値、計画対比】

区 分			令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度 法人後見支援事業	見込量	実利用者数 (人/月)	0	0	1
	実績値	実利用者数 (人/月)	0	0	0
	計画対比	利用者数	0.0%	0.0%	0.0%

【第7期見込量】

区 分		第7期計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実利用人数 (人/月)	0	1	1

(6) 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、障害のある人とその他の者の意思疎通を支援する事業です。

今後も、社会福祉法人群馬県社会福祉事業団へ委託による実施やボランティア団体等と協力し合い実施します。

サービス名	内容
意思疎通支援事業 (手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業)	これまでの障害者自立支援法では、「手話通訳等」を行う者の派遣又は養成という表現を用いていましたが、障害のある人と障害のない人の意思疎通を支援する手段は、聴覚障害者への手話通訳や要約筆記に限らず、盲ろう者への触手話や指点字、視覚障害者への代読や代筆、知的障害や発達障害者とのコミュニケーション、重度の身体障害者に対するコミュニケーションボードによる意思の伝達などもあり、多様に考えられます。そのため、障害者総合支援法では新たに「意思疎通支援」という名称を用いて、概念的に幅広く解釈できるようにしています。

【第6期見込量、実績値、計画対比】

区分			令和3年度	令和4年度	令和5年度
意思疎通支援事業	見込量	実利用者数 (人/年)	2,200	2,200	2,200
	実績値	実利用者数 (人/年)	1,881	1,781	2,400
	計画対比	利用者数	85.5%	81.0%	109.1%
手話通訳者設置事業	見込量	実設置数 (人/年)	2	2	2
	実績値	実設置数 (人/年)	2	2	2
	計画対比	利用者数	100.0%	100.0%	100.0%

※令和5年度の実績値については、10月現在の実績から推計しています。

【第7期見込量】

区 分		第7期計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援事業	実利用者数 (人/年)	2,300	2,300	2,300
手話通訳者設置事業	実設置数 (人/年)	2	2	2

(7) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付事業は、障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することによって日常生活の便宜を図るものです。給付により、社会参加の促進及び日常生活の向上に繋がるよう努めます。

用具名等	説 明
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの障害のある人の身体介護を支援する用具や、障害のある児童が訓練に用いる椅子などであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの、障害のある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障害のある人の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭などの、障害のある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
排せつ管理支援用具	ストマ用装具などの障害のある人の排せつ管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障害のある人の居住生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を行うもの。

【第6期見込量、実績値、計画対比】

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活用具給付事業	①介護・訓練支援用具	5	5	5
	②自立生活支援用具	10	10	10
	③在宅療養等支援用具	5	5	5
	④情報・意思疎通支援用具	5	5	5
	⑤排泄管理支援用具	1,250	1,250	1,250
	⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	3	3	3
	延べ件数	1,278	1,278	1,278
	①介護・訓練支援用具	2	0	0
	②自立生活支援用具	4	4	2
	③在宅療養等支援用具	2	0	1
	④情報・意思疎通支援用具	5	1	1
	⑤排泄管理支援用具	1,322	1,252	1408
	⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1	2	1
	延べ件数	1,336	1,259	1,413
	①介護・訓練支援用具	40.0%	0.0%	0.0%
	②自立生活支援用具	40.0%	40.0%	20.0%
	③在宅療養等支援用具	40.0%	0.0%	20.0%
	④情報・意思疎通支援用具	100.0%	20.0%	20.0%
	⑤排泄管理支援用具	105.8%	100.2%	112.6%
	⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	33.3%	66.7%	33.3%
	延べ件数	104.5%	98.5%	110.6%

※令和5年度の実績値については、10月現在の実績から推計しています。

【第7期見込量】

区 分		第7期計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具給付事業	①介護・訓練支援用具	2	2	2
	②自立生活支援用具	5	5	5
	③在宅療養等支援用具	4	4	4
	④情報・意思疎通支援用具	5	5	5
	⑤排泄管理支援用具	1,350	1,350	1,350
	⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	2	2	2
	延べ件数	1,368	1,368	1,368

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚等の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）を養成するための研修会を開催し、聴覚障害者等との交流活動の推進などの支援者として期待される人材の育成・確保を図ります。

【第6期見込量、実績値、計画対比】

区 分			令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員 養成研修事業 (入門)	見込量	実利用人数 (人/年)	20	20	20
	実績値	実利用人数 (人/年)			16
	計画対比	利用者数			80.0%
手話奉仕員 養成研修事業 (基礎)	見込量	実利用人数 (人/年)	10	10	10
	実績値	実利用人数 (人/年)			10
	計画対比	利用者数			100.0%

※令和3年度・4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、手話奉仕員養成研修事業は実施していません

【第7期見込量】

区 分		第7期計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研 修事業（入門）	実利用者数 (人/年)	20	20	20
手話奉仕員養成研 修事業（基礎）	実利用者数 (人/年)	10	10	10

(9) 移動支援事業

移動支援事業は、地域での自立した生活や社会参加を促すことを目的に、屋外で移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行うものです。原則として、重度の障害のある人以外の人に対して、社会生活上不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際に、ガイドヘルパーが移動の支援を行います。

住み慣れた地域での生活を継続していくために必要なサービスであり、施設入所から地域生活への移行に伴い将来的に利用者の増加が見込まれることから支給量の拡充に努めます。

【第6期見込量、実績値、計画対比】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
移動支援事業	見込量	実利用者数 (人/月)	130	132	135
		延べ利用時間数 (時間/年)	9,750	9,900	10,125
	実績値	利用者数 (人/月)	107	104	111
		延べ利用時間数 (時間/年)	6,397	5,882	8,000
	計画対比	利用者数 (人/月)	82.3%	78.8%	82.2%
		延べ利用時間数 (時間/年)	65.6%	59.4%	79.0%

※令和5年度の実績値については、10月現在の実績から推計しています。

【第7期見込量】

区 分		第7期計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実利用者数 (人/年)	115	120	125
	延べ利用時間数 (時間/年)	8,280	8,640	9,000

(10) その他の事業

地域生活支援事業のその他事業については、国庫補助事業の任意事業の項目から、主要な2事業を選択し、計画値としています。

サービス名	内容
日中一時支援事業	家庭の就労支援や一時的な休息を目的に、日中における活動の場を提供します。
訪問入浴サービス事業	重度身体障害の人に、入浴サービスを提供し、身体の清潔保持、心身機能の維持等を図り、在宅生活を支援します。

【第6期見込量、実績値、計画対比】

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	見込量 登録者数 (人/年)	12	12	12
	実績値 登録者数 (人/年)	5	7	10
	計画対比 実利用者数	41.7%	58.3%	83.3%
訪問入浴 サービス事業	見込量 実利用者数 (人/年)	5	5	5
	実績値 実利用者数 (人/年)	4	4	3
	計画対比 実利用者数	80.0%	80.0%	60.0%

※令和5年度の実績値については、10月現在の実績から推計しています。

【第7期見込量】

項目		第7期計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	実利用者数 (人/年)	12	12	12
訪問入浴サービス事業	実利用者数 (人/年)	3	4	4

第6章

計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

1. 連携体制

(1) 地域住民や関係機関、事業所との連携

行政サービスや障害福祉サービスだけでは、障害のある人の自立や利用者本位によるサービス提供、家族等への支援など困難な部分もあります。

障害のある人や家族が地域で生活することへの安心感を高めるためには、障害者団体やボランティア団体による活動、NPO活動、そして多くの地域住民の理解と協力を促進し、きめ細やかなサービス提供や情報提供体制を確立する必要があります。

また、障害サービス事業者が適正な運営とサービスの質の向上を図るよう、指導、助言等を行い、事業者の取り組みを支援していきます。

(2) 庁内組織との連携

庁内においては、障害のある人の健康、保健、医療、生涯学習、まちづくりなどを担う関係各課による横断的な連携体制を強化し、本市の地域の実情に合った施策を展開していきます。

(3) 広域的な連携

サービスの整備状況や提供の効率性などを考慮し、近接圏域を含めたサービス提供体制の構築を進めていく必要があります。

このようなことから、本市では、障害のある人の生活支援を強化するためのサービス提供体制をつくるため、県をはじめ、近隣市町村等とも連携を図り、調整を進めます。

また、地域自立支援協議会との連携を図り、地域の課題の研究、協議に取り組みます。

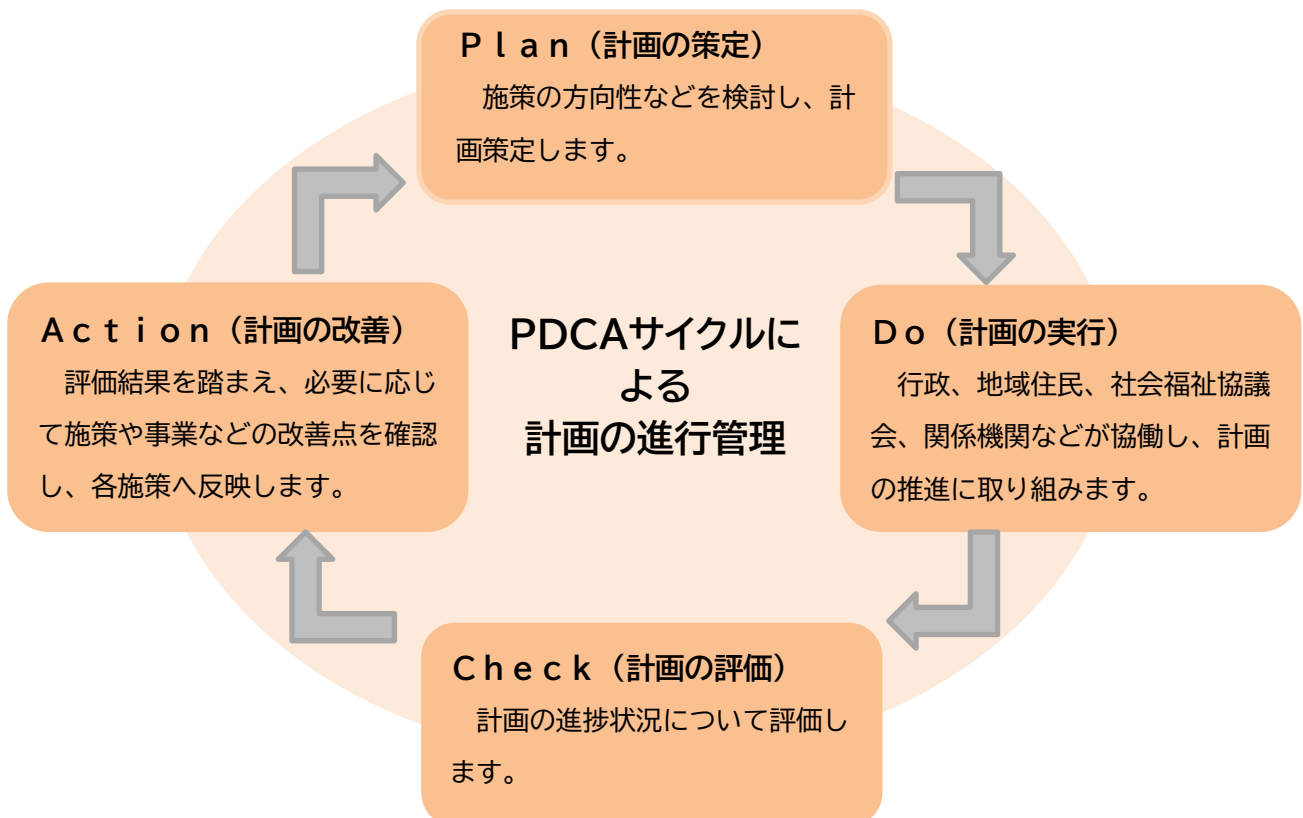
2 計画の推進（点検・評価）

計画をより具体的なものとするため、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等を検証するために、実施状況等の点検が不可欠となります。

計画の進行管理は、安中市自立支援協議会などで計画の進捗状況の把握・点検と目標達成状況の評価を行い、取り組みの改善につなげていきます。

計画に基づく障害者施策の推進にあたっては、様々な社会状況などを踏まえながら、「PLAN（計画）→DO（実行）→CHECK（評価）→ACTION（改善）」を行うことにより目標の実現を目指していきます。

評価については、事業の実績や指標などを用いて評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。その後、計画期間の最終年度において、総括的な最終評価を行います。



第4期安中市障害者計画・第7期安中市障害福祉計画・第3期安中市障害児福祉計画

発行年月／令和6年3月

発行・編集／安中市役所 保健福祉部 福祉課 障害福祉係

〒379-0192

群馬県安中市安中 1-23-13

電話 027-382-1111

FAX 027-381-0503